深川市地域防災計画

[資料編]

深川市防災会議

目 次

1	防災約		
	1 - 1	災害対策本部組織図	1
	1 - 2	災害対策本部業務分担表	2
	1 - 3	災害対策本部標示板・腕章・標旗 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	1 - 4	消防行政機構図 ·····	9
	1 - 5	消防職員及び消防団員の配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1 - 6	防災関係機関一覧表	11
	1 - 7	医療機関一覧表	12
	1 - 8	住民組織等協力要請先一覧表	13
2	災害通	看信	
_	2-1		14
	2 - 2	防災関係機関無線局一覧表	15
	2 - 3	防災無線の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	2 - 4	深川市無線赤十字奉仕団無線局一覧表	17
	2 1	10/11/11/m/m/0/1 1 年 [1]	1.
3	風水割	害等対策	
	3 - 1	気象予警報等伝達系統図	18
	3 - 2	雨量・水位・地震観測所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	3 - 3	気象庁による雨・風・地震等の区分表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	3 - 4	重要水防区域 ·····	26
	3 - 5	市街地における低地帯の浸水危険区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	3 - 6	地すべり・がけ崩れ等危険区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	3 - 7	急傾斜地崩壊危険区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30
	3 - 8	土石流危険区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31
	3 - 9	災害危険区域図 ·····	34
	3 - 10	市保有車両一覧表	36
	3 - 11	緊急輸送ネットワーク指定路線図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	3 - 12	非常用食料備蓄状況	38
	3 - 13	防災資機材備蓄一覧	40
	3 - 14	洪水予報・水防警報伝達系統図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	3 - 15	要配慮者利用施設一覧表	45
	3 - 16	火災警報連絡系統図	51
	3 - 17	消防力等の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	3 - 18	準防火地域図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
4	救援・	· · 救助対策	
	4 - 1	災害救助法の適用基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	4 - 2	避難場所一覧表	58
	4 - 3	避難所一覧表・位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	4 - 4	給水資器材保有状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	64
	4 - 5	医薬品等調達先	64
	4 - 6	火葬場及び埋葬場所の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	4 - 7	ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66

5	防災協	3 力協定	
	5 - 1	深川市防災協定一覧表	68
	5 - 2	北海道防災協定一覧表	71
6	関係条	· ◆例等	
	6 - 1	深川市防災会議条例	77
	6 - 2	深川市防災会議運営規程	79
	6 - 3	深川市災害対策本部条例	80
	6 - 4	「市民防災の日」推進要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
7	様	式	
	7 - 1	気象予警報等受理票 ······	82
	7 - 2	災害情報	83
	7 - 3	災害状況報告・被害状況判定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	7 - 4	水防活動実施報告書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91
	7 - 5	救助の種目別物資受払状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	7 - 6	避難所設置及び収容状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
	7 - 7	被災者救出状況記録簿	101
	7 - 8	炊き出し給与状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
	7 - 9	世帯構成員別被害状況・物資購入(配分)計画表・物資の給与状況・	
		物資受払簿・物資給与及び受領簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
	7 - 10	飲料水の供給簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	7 - 11	* 1947 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	109
	7 - 12	遺体の捜索状況記録簿・遺体処理台帳・埋葬台帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
	7 - 13	障害物除去の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
	7 - 14	輸送記録簿	116
	7 - 15	賃金作業員雇用台帳	117
	7 - 16	学用品の給与状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	7 - 17	応急仮設住宅台帳・住宅応急修理記録簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7 - 18	自衛隊災害派遣要請・撤収要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7 - 19	防災ヘリコプター緊急運航伝達票・災害等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
8	災害証		
	8 - 1	主な災害発生記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
		気象記録	134
	8 - 3	深川市地域防災計画の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135

災害対策本部組織図

部班の編成内容

本部会議	部 名	部 長	班 名	班 長	到	員
本部長	企画	企画総務部長	広報·総務班	秘書課長	秘書課	
市長 副本部長	総務部			総務課長 監査事務局長	総務課 監査事務局	
副市長				選管事務局長	監重事務局 選管事務局	
田川八区			支所第1班	納内支所長	納内支所	
本部員			支所第2班	多度志支所長	多度志支所	
教育長			管理・調査班	税務財政課長	税務財政課	
企画総務部長				会計課長	会計課	
市民福祉部長	市民	市民福祉部長	市民・環境衛生班	市民生活課長	市民生活課	
経済・地域振興部長	福祉部		福祉班	社会福祉課長	社会福祉課	
建設水道部長			救援班	健康・子ども課長	健康・子ど	· ·
議会事務局長 教育部長		to a second seco		高齢者支援課長	高齢者支援	課
市立病院事務部長	経済・地域	経済・地域振興部長	農林班	農政課長	農政課	\L =m
消防長	振興部	74-50 1.14-50 5	経済対策班	商工労働観光課長	商工労働観	
消防本部次長	建設 水道部	建設水道部長	土木施設班	都市建設課長 建築住宅課長	都市建設課	
	// // // // // // // // // // // // //		給水・下水道班	上下水道課長	建築住宅課 上下水道課	
本部情報連絡室長	教育部	教育部長	教育対策班	学務課長	学務課	
総務課長	教育部	教育部文	教育 別 東 班	生涯学習スポーツ課長	予切味 生涯学習ス	ポーツ課
I to lds to No. 1.	避難	教育部長	避難対策班	生涯学習スポーツ課長	生涯学習ス	
本部情報連絡室	対策部	(兼務)	(2)(11)(1)(1)(1)	農委事務局長	農委事務局	
自治防災係				まち未来推進課長	まち未来推	
	議会災害	議会事務局長	議会災害対	議会事務局次長	議会事務局	
	対策部		策班			
	医療部	市立病院事務部長	医療班	管理課長	管理課	
	消防	消防長	消防総務班	総務課長	総務課	
		消防本部次長	警防班 警防班	通信指令課長	通信指令課	
			目 197.9元	消防課長(署)	消防課(署)
			予防班	予防課長 (署)	予防課(署	()
			消防署	署長	第1中隊	
				副署長	第2中隊	
					第3中隊	
			消防団	団長	機能別団	市内全域
				副団長	第1分団	深川地区
					第2分団	一已地区
					第3分団	納内地区
					第4分団	音江地区
					第5分団	多度志地区
					女性分団	市内全域

災害対策本部業務分担表

班	対 策 事 務
各班共通	1. 避難対策班の支援に関することとされている班は、避難所開設の指示
	があった場合、原則として、この所掌事務に優先して対応するものと
	する。
	2. 他の対策事務で人員が不足している場合、各班協力し対応するものと
	する。
	3. その他特命事項に関すること。

[企画総務部]

[企画総務部]	
班	対 策 事 務
本部情報連絡室	1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
【総務課】	2. 災害対策本部の設置、庶務及び各部との連絡調整に関すること。
(自治防災係)	3. 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。
	4. 国・道及び関係機関に対する要請及び報告に関すること。
	5. 広域応援要請に関すること。
	6. 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。
	7. 住民組織等の連絡調整及び出動要請に関すること。
	8. 各地域行政区との情報連絡に関すること。
	9. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集、伝達に関すること。
	10. 災害時の非常通信に関すること。
	11. 災害状況の収集、伝達に関すること。
	12. 災害日誌及び災害記録に関すること。
	13. 緊急輸送の統轄に関すること。
	14. 災害救助法適用による救助の総括に関すること。
	15. 災害復旧と総合計画との調整に関すること。
広報・総務班	1. 本部長、副本部長の秘書に関すること。
【秘書課】	2. 避難命令等の伝達に関すること。
【総務課】	3. 災害時における非常通信の確保に関すること。
(総務係・デジタル	4. 住民に対する災害情報等の広報に関すること。
推進係)	5. 報道機関への情報提供に関すること。
【監査事務局】	6. 応急物資等の分配に関すること。
【選挙管理委員会】	7. 災害広報資料及び災害写真等の収集に関すること。
	8. 災害視察者及び見舞者の応対に関すること。
	9. 関係機関に対する陳情及び請願に関すること。
	10. 救援物資、義援金等の調達、受付及び配分に関すること。
	11. 被災者の要望事項の行政反映に関すること。
	12. 災害時における防犯、交通対策に関すること。
	13. 災害時の配車及び車両の確保に関すること。
	14. 庁舎内の電力の確保に関すること。
	15. 本部職員の非常招集に関すること。
	16. 災害非常配備体制に基づく職員の配置に関すること。
	17. 職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。
	18. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関すること。
	19. 本部職員の公務災害補償に関すること。
	20. 職員の被災調査及び報告に関すること。
	21. 労務者の供給に関すること。
	22. その他各班に属さないこと。

班	対 策 事 務
支所第1班【納內支所】	1. 納内地区における情報収集及び災害対策活動に関すること。 2. 納内地区の避難所に関すること。
支 所 第 2 班【多度志支所】	1. 多度志地区における情報収集及び災害対策活動に関すること。 2. 多度志地区の避難所に関すること。
管理・調査班 【税務財政課】 【会 計 課】	1. 市有財産の被害調査・復旧及び応急利用に関すること。 2. 応急救助費の支出及び予算・決算に関すること。 3. 災害対策の予算に関すること。 4. 防災共通物資の調達及び支給に関すること。 5. 災害関係工事等の契約に関すること。 6. 義援金の出納保管に関すること。 7. 避難対策班の支援に関すること。 8. 応急物資の輸送支援に関すること。 9. 一般的被害状況の調査及び報告に関すること。 (人的被害、住宅被害、非住宅被害) 10. 罹災証明に関すること。 11. 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関すること。

〔市民福祉部〕

班	対 策 事 務
市民・環境衛生班【市民生活課】	 避難対策班の支援に関すること。 避難命令の実施に関すること。 警戒区域への立ち入りに関すること。 破災世帯調査に関すること。 被災者相談に関すること。 応急物資の輸送支援に関すること。 災害時における環境保全に関すること。 災害時における公害調査及び公害情報の収集に関すること。 被災地の防疫に関すること。 被災地の清掃に関すること。 衛生施設の被害調査に関すること。
福 祉 班【社会福祉課】	 避難対策班の支援に関すること。 災害救助法の実施に関すること。 被災者及び災害応急対策に従事している者等への炊出し並びに食品(主要食糧)の給与に関すること。 生活必需品その他応急物資の調達配分に関すること。 救援及び見舞金品に関すること。 費用の一時繰替支弁に関すること。 災害救助法による日本赤十字社の活動に関すること。 遺体の捜索及び収容処理・埋葬に関すること。

班	対 策 事 務
救 援 班	1. 避難対策班の支援に関すること。
【健康・子ども課】	2. 高齢者世帯・独居老人の援護に関すること。
【高齢者支援課】	3. 避難者の精神ケアに関すること。
	4. 被災地及び避難所の保健指導に関すること。
	5. 被災者の医療及び助産に関すること。
	6. 被災者の防疫に関すること。
	7. 医療機関との連絡調整に関すること。
	8. 防疫・医療に要する薬品及び資材に関すること。
	9. 医療施設及び福祉施設の被害調査に関すること。
	10. 福祉班の業務の協力に関すること。
	11. 深川市社会福祉協議会との連絡調整及び支援に関すること。
	12. 要援護者に関すること。

[経済·地域振興部]

班	対 策 事 務
農林班	1. 避難対策班の支援に関すること。
【農政課】	2. 農林業被害調査並びに応急措置及び復旧対策に関すること。
	3. 被災農家の援護対策に関すること。
	4. 農業災害補償及び災害農家に対する融資に関すること。
	5. 被災地の病害虫防除に関すること。
	6. 種苗の確保に関すること。
	7. 被災地の家畜の防疫に関すること。
	8. 被災地の死亡獣畜の処理等に関すること。
	9. 家畜飼料の確保に関すること。
	10. 救農事業の選定及び実施に関すること。
	11. 被災者に対する自作農維持創設資金の特別措置に関すること。
	12. 救農土木事業の施工に関すること。
経済対策班	1. 避難対策班の支援に関すること。
【商工労働観光課】	2. 災害時における物価・地代家賃等の値上がり抑制に関すること。
	3. 被災商工業者の金融に関すること。
	4. 民間協力団体の支援要請に関すること。
	5. 商工関係被害調査に関すること。
	6. 被災に伴う失業者の対策に関すること。
	7. 災害時における労務者の雇上げその他労務供給に関すること。
	8.鉱工業関係被害調査に関すること。
	9. 被災企業の復旧対策に関すること。
	10. 被災中小企業の振興に関すること。

[建設水道部]

班	対 策 事 務
土木施設班	1. 危険区域の警戒、巡視に関すること。
【都市建設課】	2. 道路通行の禁止及び制限措置に関すること。
【建築住宅課】	3. 土木関係施設及び公共施設の被害調査に関すること。
	4. 道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関すること。
	5. 土木関係施設及び公共施設の災害復旧に関すること。
	6. 応急資材の調達・配分・保管に関すること。
	7. 障害物除去に関すること。
	8. 緊急輸送経路の統轄に関すること。
	9. 被災地の区画整理に関すること。
	10. 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関すること。
	11. 被災地の住宅改修に関すること。
	12. 応急仮設住宅の建設に関すること。
	13. 被災地における建築制限に関すること。
	14. 災害公営住宅に関すること。
	15. 災害住宅融資に関すること。
	16. 内水排除活動及び連絡調整に関すること。
	17. 内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関すること。
	18. 被災地における建築物の応急危険度判定に関すること。
	19. その他災害地の施設に関すること。
給水・下水道班	1. 上水道及び下水道施設の災害応急対策に関すること。
【上下水道課】	2. 被災地における飲料水の確保及び供給に関すること。
	3. 上水道及び下水道施設の被害調査に関すること。
	4. 上水道及び下水道施設の災害復旧に関すること。

〔教 育 部〕

班	対 策 事 務
教育対策班	1. 教育関連施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
【学 務 課】	2. 被災児童・生徒の避難に関すること。
【生涯学習スポーツ課】	3. 各施設(教育委員会所管施設)の被害調査、報告及び復旧対策に関す
	ること。
	4. 被災児童・生徒の応急教育に関すること。
	5. 教科書及び学用品の調達・支給に関すること。
	6. 被災児童・生徒の医療・防疫・給食等に関すること。
	7. 教育関係施設の避難所としての開設に関すること。
	8. 教職員の動員に関すること。

〔避難対策部〕

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
班	対 策 事 務
避難対策班	1. 避難所の設置及び運営に関すること。
【生涯学習スポーツ課】	2. 被災避難者の誘導及び受入れに関すること。
【農委事務局】	
【まち未来推進課】	

〔議会災害対策部〕

CHX AT JC II J J J C II J	
班	対策事務
議会災害対策班	1. 議員の安否及び居場所又は連絡先を確認すること。
【議会事務局】	2. 議員から報告のあった災害情報を集約し、災害対策本部に提供する
	こと。
	3. 災害対策本部の会議等に参加し、災害情報の収集に努め、議会災害
	対策会議に提供すること。
	4. その他、議会災害対策会議の庶務に関すること。

〔医療部〕

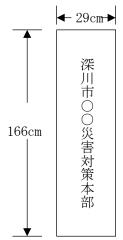
班	対 策 事 務
医 療 班	1. 傷病者の収容手当その他応急医療に関すること。
【市立病院事務部】	2. 災害時の医療品及び衛生資材の確保に関すること。

〔消 防〕

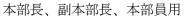
 消防総務班 1. 消防職・団員の招集に関すること。 2. 消防職・団員及び必要資機材の輸送に関すること。 3. 輸送車両の確保及び配車に関すること。 4. 損失補償の調査報告に関すること。 5. 資機材の収集及び確定報告に関すること。 6. 食糧、その他貸与品の補給に関すること。 7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。 8. 全体の経理に関すること。 (通信指令課) (消防課) 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。 7. 救急救助業務に関すること。 		4 → 1→
 【総務課】 2. 消防職・団員及び必要資機材の輸送に関すること。 3. 輸送車両の確保及び配車に関すること。 4. 損失補償の調査報告に関すること。 5. 資機材の収集及び確定報告に関すること。 6. 食糧、その他貸与品の補給に関すること。 7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。 8. 全体の経理に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。 	班 対 策 事 務	
3. 輸送車両の確保及び配車に関すること。 4. 損失補償の調査報告に関すること。 5. 資機材の収集及び確定報告に関すること。 6. 食糧、その他貸与品の補給に関すること。 7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。 8. 全体の経理に関すること。 【通信指令課】 【消 防 課】 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。		
4. 損失補償の調査報告に関すること。 5. 資機材の収集及び確定報告に関すること。 6. 食糧、その他貸与品の補給に関すること。 7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。 8. 全体の経理に関すること。 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	総 務 課】 2.消防職・団員及び必要資機材の輸送に関すること。	【総 務 課】
5. 資機材の収集及び確定報告に関すること。 6. 食糧、その他貸与品の補給に関すること。 7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。 8. 全体の経理に関すること。 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 【通信指令課】 【消 防 課】 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	3. 輸送車両の確保及び配車に関すること。	
6. 食糧、その他貸与品の補給に関すること。 7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。 8. 全体の経理に関すること。 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	4. 損失補償の調査報告に関すること。	
7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。 8. 全体の経理に関すること。 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	5. 資機材の収集及び確定報告に関すること。	
警防 班 【通信指令課】 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	6. 食糧、その他貸与品の補給に関すること。	
警防 班 【通信指令課】 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関すること。	
警防 班 【通信指令課】 1. 警防部隊の配備運用に関すること。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。 3. 消防水利に関すること。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	8. 全体の経理に関すること。	
【通信指令課】2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。【消 防 課】3. 消防水利に関すること。4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。5. 通信及び通信施設の保守に関すること。6. 広域消防相互応援協定に関すること。		
【通信指令課】2. 災害活動状況の連絡及び広報に関すること。【消 防 課】3. 消防水利に関すること。4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。5. 通信及び通信施設の保守に関すること。6. 広域消防相互応援協定に関すること。	 	警 防 班
【消防課】3.消防水利に関すること。 4.消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5.通信及び通信施設の保守に関すること。 6.広域消防相互応援協定に関すること。		
4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関すること。 5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。		
5. 通信及び通信施設の保守に関すること。 6. 広域消防相互応援協定に関すること。	··· ·· ·· ·· · · · · · · · · · · · · ·	▼11.1 IS3 HVV
6. 広域消防相互応援協定に関すること。		
1・ 次心次列末7万で成 7 分 - C 0	7. 秋心秋切未伤に関すること。	
	 	文
3. 火災の予防及び予防宣伝に関すること。		
4. 災害情報の収集及び関係機関への連絡に関すること。		
5. 危険物の緊急処理に関すること。	,	
6. その他災害の処理に関すること。	6. その他災害の処埋に関すること。	
W ILL III - WILD TO H 1) WENT - EUN III 1 - 1		2017 15.1. 1777
消 防 署 1.消防計画に基づく災害活動の実施に関すること。		
【3個中隊】 2.警戒区域の設定、解除に関すること。		【3 個 中 隊】
3. 避難の指示に関すること。		
消 防 団 4. 行方不明者の捜索に関すること。		
【5 個 分 団 】 5. 危険地域(河川)の警戒パトロールに関すること。		【5 個分団】
6. 現場広報に関すること。		
7. 災害現場の統制に関すること。		
8. 人命救助に関すること。	8. 人命救助に関すること。	
	/ ·· / * · / · · · · · · · · · · · · · ·	

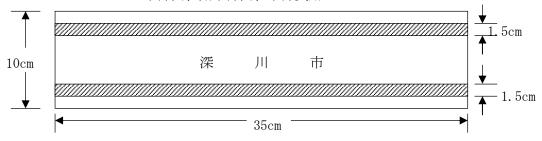
災害対策本部標示板・腕章・標旗

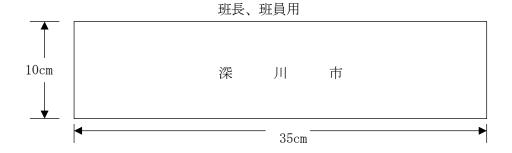
1. 標示板



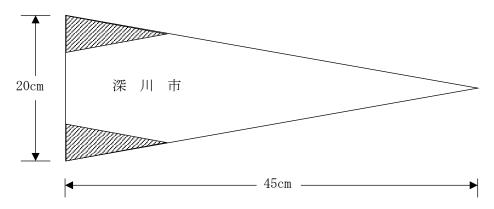
2. 腕 章



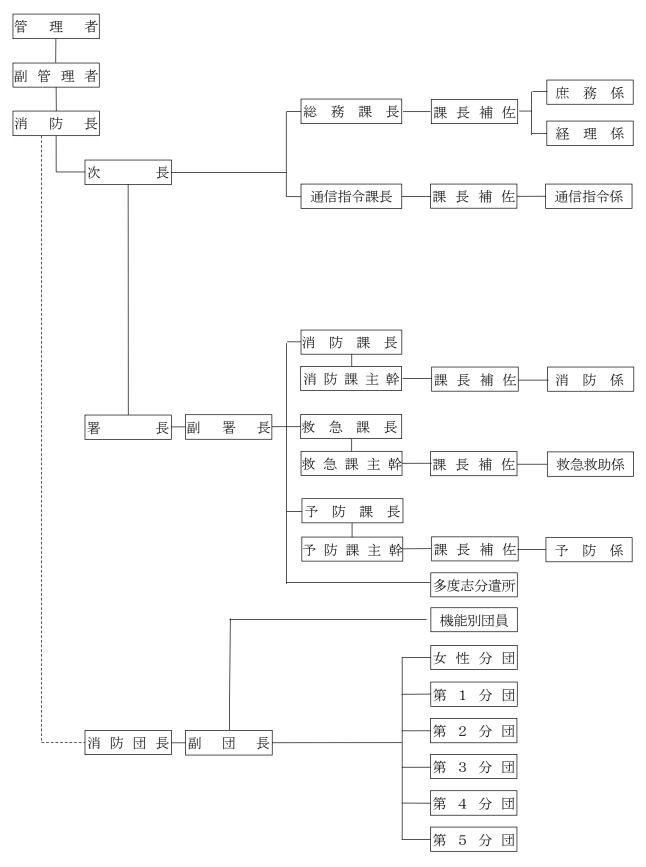




3. 標 旗



消防行政機構図



消防職員及び消防団員の配置

※ 令和5年10月1日現在

1. 消防職員配置

階級別署所別	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	≅ †
消防本部	1(1)		2(1)	4(1)	2(1)			1	9 (4)
消防署		1	7(1)	12	16	2	9		47 (1)
多度志分遣所			(1)						(1)
合 計	1(1)	1	9(3)	16(1)	18(1)	2	9	1	56 (6)

()内は兼務

2. 消防団員配置

署原	階級別	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班長	団 員	計
	団本部	1	2						3
	機能別							16	16
深	女性分団			1	1	1	3	13	19
川	第1分団			1	1	3	5	20	30
消	第2分団			1	1	3	4	27	36
防団	第3分団			1	1	3	3	16	24
加	第4分団			1	1	3	4	24	33
	第5分団			1	1	4	5	12	23
	合 計	1	2	6	6	17	24	128	184

防災関係機関一覧表

名称	所 在 地	電話番号
空 知 総 合 振 興 局	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
札 幌 管 区 気 象 台	札幌市中央区北2条西18丁目	011-611-3217
札幌開発建設部深川道路事務所	深川市音江町字広里306番地	25-1155
札幌開発建設部滝川河川事務所	樺戸郡新十津川町字中央89番地	0125-76-2211
北海道農政事務所	札幌市中央区南22条西6丁目2-22	011-330-8800
空知森林管理署北空知支署	雨竜郡幌加內町字清月	0165-35-2221
深 川 郵 便 局	深川市2条6番12号	22-3224
深川警察署	深川市5条1番12号	23-0110
札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町北4番11号	22-1411
空知総合振興局保健環境部深川地域保健室(深川保健所)	深川市2条18番6号	22-1421
北海道企業局鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊2404番地先	28-2059
深川地区消防組合(署)	深川市8条10番20号	22-2814
東日本電信電話㈱北海道事業部	連絡先(北海道北支店) 旭川市10条通10丁目(総括担当)	0166-20-5410
北海道旅客鉄道㈱深川保線管理室	深川市太子町7番4号	22-6705
北海道電力ネットワーク株式会社 深川 ネット ワークセンター	深川市7条7番2号	0120-06-0192
一般社団法人 深 川 医 師 会	深川市北光町2丁目11番12号	23-4406

医療機関一覧表

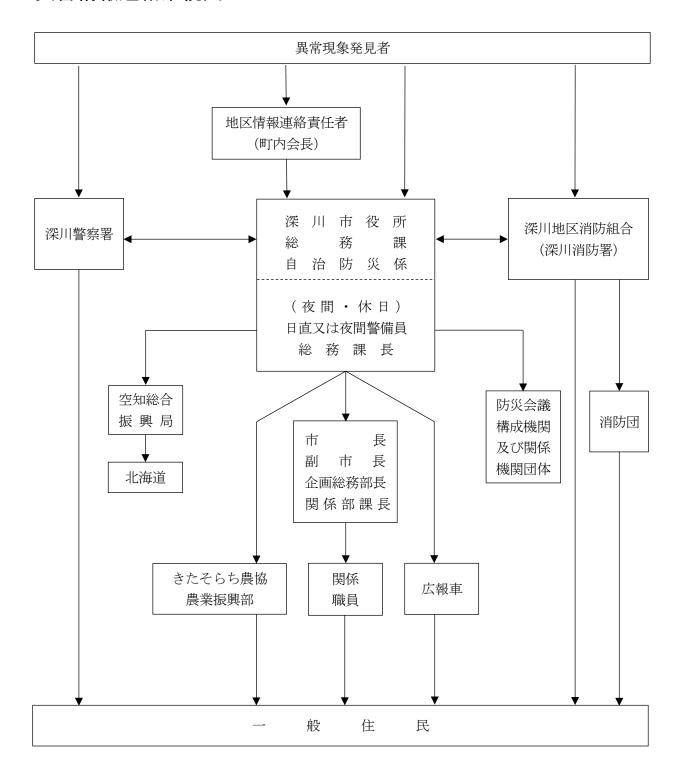
病院・	診療科目	所 在 地	An.	\ L. \.	許可症		-444-4	電話番号
診療所名		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		療養	結核	精神	感染症	
深川市立病院	内科、循環器科、呼吸器 科、消化器科、小児科、 整形外科、外科、肛門科、 産婦人科、麻酔科、皮膚 科、泌尿器科、眼科、耳 鼻咽喉科、リハビリテー ション科、放射線科、脳 神経外科	深川市6条6 番1号	人 199	人	人	人	* 4	22-1101
深川市立納內診療所	内科、総合診療科	深川市納内町 3丁目8番88 号						24-2411
深川市立 多度志診療所	内科、小児科、外科	深川市多度志 1090番地						27-2001
北 海 道 中 央 病 院	内科、呼吸器科、精神 科、神経科	深川市西町1 番7号		137				22-2135
医療 法 ア デュナン会 深川第一病院	内科、消化器科、眼科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科	深川市あけぼの町1番1号		270				23-3511
医療 法 会 乗 ケ 丘 病院	内科、精神科、消化器 科、リハビリテーション科、心療内科	深川市音江町 音江257番地2				329		25-2755
医療法人社団 厚 北 会 吉 本 病 院	内科、精神科、神経科	深川市3条25 番19号				100		22-7130
吉田医院	内科、胃腸科	深川市2条8 番23号						23-2521
斎 藤 整形外科医院	整形外科・リハビリ テーション科	深川市7条9 番38号						23-3737
成田医院	内科、呼吸器科、胃腸 科、循環器科	深川市3条6 番16号						23-5566
医療法人社団深川内科クリニック	内科、内分泌科、呼吸 器科、循環器科、消化 器科、リウマチ科	深川市5条2 番14号						23-5511
医療法人社団 みきた整形外 科クリニック	整形外科、リウマチ 科	深川市5条9 番5号						26-2626
医療法人社団 たかはし内科 消 化 器 内 科	内科、消化器内科	深川市4条9 番18号						22-2022
本問クリニック	耳鼻咽喉科、麻酔科	深川市4条7 番11号						23-3387
津田こども クリニック	小児科	深川市5条9番6号						34-5311
深川保健所	内科	深川市2条18 番6号						22-1421

住民組織等協力要請先一覧表

団 体 名	市関係所管(連絡先)
深川地区町内会連合会	総務課(自治防災係)
一已地区町内会連合会	<i>"</i> (<i>"</i>)
納内町内会連合会	n (n)
音江町内会連合会	<i>II</i> (<i>II</i>)
多度志地区町内会連合会	<i>"</i> (<i>"</i>)
深川市赤十字奉仕団	社会福祉課(福祉庶務係)
深川市交通安全指導員会	総務課(自治防災係)
深川市農村青年部協議会	農政課(農政係)
深川市無線赤十字奉仕団	社会福祉課(福祉庶務係)

⁽注) 単位町内会の名称・代表者氏名・連絡方法については、別に名簿を調製しておくものとする。

災害情報連絡系統図

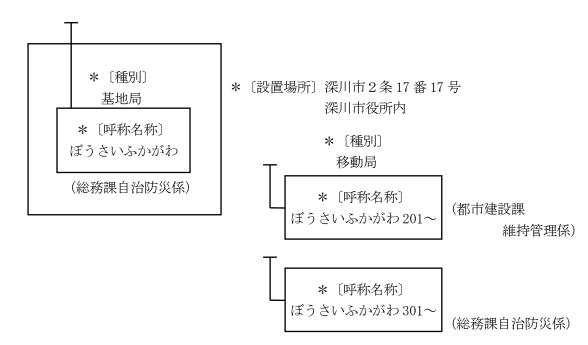


防災関係機関無線局一覧表

局 種	電波の 形 式	設置場所	所 在 地	電話番号	通信区域その他
固定/基地	F 3	深川警察署	深川市5条 1番12号	23-0110	北空知管内(パトカーの移動により)及び旭川方面管内各警察署
IJ	IJ	札幌開発建設部深川道路事務所	深川市音江町広里306	25-1155	札幌、岩見沢、滝川、当別、 千歳と通信可能、移動によ り道内全般と通信可能
IJ	IJ	空知中央バス㈱深川営業所	深川市音江 町字広里71 番地12	22-2114	滝川、旭川と通信可能
"	"	北海道電力ネットワーク株式 会社深川ネットワークセンター	深川市7条 7番2号	0120- 06-0192	北空知一円 (作業者の移動 により可能)
"	" G 7	石狩川開発建設部北空知河 川事業所	雨竜郡妹背 牛町字妹背 牛482の1	32-2470	全道各事業所等と通信可能
"	F 3	深川地区消防組合	深川市8条 10番20号	22-2814	消防組合管内及び全道消防 機関
固定	"	鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊 2404番地先	28-2059	沼田、秩父別、北竜、妹背牛
固定/基地	JJ	空知農業改良普及センター 北空知支所	深川市2条 19番13号	23-4267	深川、妹背牛、秩父別、沼 田、幌加内(連絡車3台の 移動により通信可能)
"	F 3 E	札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町 北4番11号	22-1411	北空知管内(パトカー作業 車の移動により通信可能)
基地	24K3 G7W	深川市役所	深川市2条 17番17号	26-2215	深川市内の区域

防災無線の概要

1 無線局の種別・呼出名称・設備場所



2 機器構成

(1) 基地局設備内容

名 称	数量	規格等	名 称	数量	規格等
統制台	1		空中線共用装置	1	
録音再生装置	1		被遠方監視制御部	1	
運用管理装置	1		空中線	2	
自動通信記録装置	1		同軸避雷器	2	
遠隔制御装置	1		耐雷トランス	1	5 kVA
統制局制御装置	1		非常用(直流)電源装置	1	DC-48
PBX接続装置	1		無停電電源装置	1	3 kVA
基地局無線送受信装置	1	2キャリア	既設構内交換機改造	1	

(2) 移動局設備

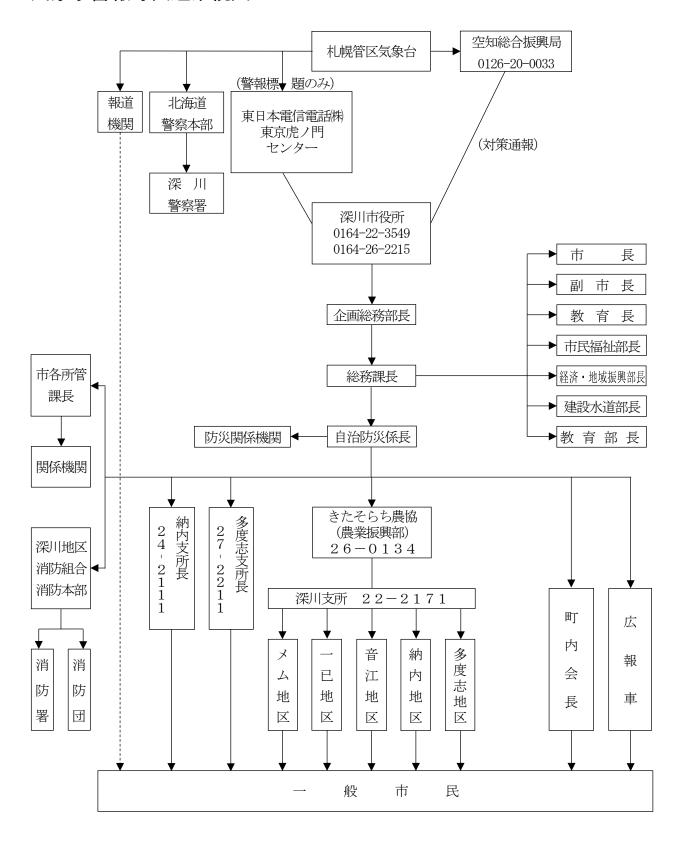
名 称	数量	規格等
携带型無線装置	7	5W、ホイップアンテナ・充電器付
車携帯型無線装置	15	3 kVA、車載アダプタ付
空中線	15	車載用、260MHz帯用、マグネット型

深川市無線赤十字奉仕団無線局一覧表

呼出符号	電波の型式	免許所持者	所 在 地	電話番号
JA8FLX	(F3)	河 合 義 則	深川市メム8号川2線	23-3892
JJ8RHP	(4VF) (4VF)	河 合 暢	深川市メム8号川2線	23-3892
JA8IGN	(4 V F)	杉 原 進	深川市錦町西6番29号	22-7615
JA8NUB	(4 V F)	高見秀男	深川市1条18番9号	22-3362
JH8EWJ	(4 V F)	宮嶋幸男	深川市メム7号本通	22-1581
JH8RHH	(4 V F)	曽 我 公 一	深川市音江町字豊泉	25-1508
JE8CRQ	(4VF) (4HA)	浦 滝 美佐子	深川市メム9号線山2線	22-3432
JG8ALG	(4VF)	浦滝教幸	深川市メム9号線山2線	22-3432
JJ8BQK	(4VF)	佐 藤 巧	深川市音江町字広里	25-1765
J I 8 GMV	(4 V A) (4 V F) (4 V F)	片 桐 章 晴	深川市メムオーホ	22-4481

※ 全無線局移動運用可

気象予警報等伝達系統図



雨量•水位•地震観測所

1 雨量観測所

No.	観測所名	所 在 地	所 管	備考
1	音江 (石狩川)	深川市音江町字国見 122 番地 1	札幌開発建設部	
2	深川(石狩川)	[川(石狩川) 深川市8条22番地30 n		
3	国見 (道路)	(道路) 深川市音江町字国見 "		
4	鷹泊(雨竜川)	深川市鷹泊 1388 番地	"	
5	幌加内峠(道路)	深川市鷹泊 965 番地	"	
6	深川(堺川)	深川市深川町字メム 107 番地 10	JJ	
7	多度志川(多度志川)	深川市湯内 1173 番地地先	JJ	
8	深川(気象)	深川市一已町字一已 3002 番地 10	気象庁	地域気象観測所 (アメダス観測所)

2 洪水予報・水位周知河川等と水位設定

(単位:m)

No.	観測所名	河川名	位 置	水防団持機水位	は ん 濫 注 意 水 位	避難判断水位	は ん 濫 ん 強 位 水	管理者
1	納 内 (区間1)	石 狩 川	深川市納内町8 区の1(納内橋下 流約30m)	57. 50	58. 90	59. 20	60. 10	札幌開発 建設部
2	納内(個)対応区間)	石 狩 川	深川市納内町8 区の1	57. 50	58. 10	58. 30	59. 20	札幌開発 建設部
3	深川橋	石 狩 川	深川市8条22番 地30 (深川橋下流 約30m)	48. 30	49. 30			札幌開発 建設部
4	妹背牛橋	石狩川	深川市音江町稲 田 (妹背牛橋下流 約80m)	37. 90	39. 00	_	_	札幌開発 建設部
5	深川	堺 川	深川市深川町字 メム107番地10 (東鳳橋付近)	43. 71	44. 21	_	44. 76	空知総合 振興局
6	多度志川	多度志川	深川市多度志町 字多度志9032番 地1(やよい橋地 点)	62. 47	62. 93	63. 30	63. 67	空知総合 振興局
7	多度志	雨竜川	沼田町共成24番 地 (竜水橋下流約 300m)	56. 40	57. 00	57. 50	57. 70	札幌開発 建設部
8	大鳳橋	大鳳川	妹背牛町大鳳(大 鳳橋下流約20m)	35. 60	36. 10	_		札幌開発 建設部

3 地震観測点

No.	観測点名	所 在 地	管理	備考
1	深川	深川市1条2958番地78	防災科学技術研究所	K-NET HKD117 (気象庁地震観測点)
2	深川北	深川市多度志町字湯内 2477 番地	II	Hi-net
3	深川南	北海道深川市音江町2丁目368番地1	"	Hi-net

気象庁による雨・風・地震等の区分表

1 雨の強さと降り方

1時間 雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影 響	屋 内 (木造住宅 を想定)	屋外の 様子	車に乗っていて
10 以上 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降 る。	地面から の跳ね返 りで足元 がぬれる。	雨の音で話 し声が良く 聞き取れな い。	地面 一 加 た が で き	
20 以上 30 未満	強い雨	どしや降り。			る。	ワイパーを速くしても 見づらい
30 以上 50 未満	激しい雨	バケツをひっ くり返したよ うに降る。	傘をさし ていても ぬれる。	寝ている人 の半数くら	道路が川 のように なる。	高速走行時、車輪と路面 の間に水膜が生じブレ ーキが効かなくなる(ハ イドロプレーニング現 象)
50 以上 80 未満	非常に 激しい雨	滝のように降 る (ゴーゴー と降り続く)。	傘は全く	いが雨に気 がつく。	水しぶき であたり	
80 以上	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感ずる。	役に立た なくなる。		っぽくなり、視界が 悪くなる。	車の運転は危険

2 風の強さと吹き方

風の強さ	平均風 速 (m/s)	おおよ その時 速	速さの 目安	人への影響	走行中の車	屋外・樹木の様子	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)
やや 強い風	10 以上 15 未満	~50km	一般道路	風に向かって歩き にくくなる。傘が させない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15 以上20 未満	~70km	の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ 始める。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外 れ始める。	屋根瓦・屋根葺材がは がれるものがある。雨 戸やシャッターが揺 れる。	
非常に	20 以上 25 未満	~90km	高速道路 の自動車	何かにつかまって いないと立ってい られない。飛来物	細い木の幹が折れた	細い木の幹が折れた	屋根瓦・屋根葺材が飛 散するものがある。固 定されていないプレ ハブ小屋が移動、転倒	30
強い風	25 以上30 未満	~110km		によって負傷する おそれがある。	り、根の張っていない 木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	り、根の張っていない 木が倒れ始める。看板 が落下・飛散する。道 路標識が傾く。	する。ビニールハウス のフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。 固定の不十分な金属	40
	30 以上 35 未満	~125km					屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	35 以上40 未満	~140km	特急電車	屋外での行動は極 めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるも のがある。 ブロック壁で倒壊する	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れる ものがある。ブロック	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	40 以上	140km~			ものがある。	壁で倒壊するものがある。	住家で倒壊するもの がある。鉄骨構造物で 変形するものがある。	60

3 気象庁震度階級関連解説

【使用にあたっての留意事項】

- 1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、 これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で 示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程
が(も)いる	度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場
	合に使用。

[※] 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

少人の 4	感・行動、屋内の状況、屋外の	74人7九	
震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震 計には記録される。	_	_
1	屋内で静かにしている人の 中には、揺れをわずかに感じ る人がいる。	_	_
2	屋内で静かにしている人の 大半が、揺れを感じる。眠っ ている人の中には、目を覚ま す人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わず かに揺れる。	_
3	屋内にいる人のほとんどが、 揺れを感じる。歩いている人 の中には、揺れを感じる人も いる。眠っている人の大半 が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いて いる人のほとんどが、揺れを 感じる。眠っている人のほと んどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく 揺れ、棚にある食器類は音を立 てる。座りの悪い置物が、倒れる ことがある。	電線が大きく揺れる。自動車を 運転していて、揺れに気付く人 がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく 揺れ、棚にある食器類、書棚の本 が落ちることがある。座りの悪 い置物の大半が倒れる。固定し ていない家具が移動することが あり、不安定なものは倒れるこ とがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちる ことがある。電柱が揺れるのが わかる。道路に被害が生じるこ とがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものが多くなる。テレビ が台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れること がある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが 開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下することがある。
6強	立っていることができず、は わないと動くことができな い。揺れにほんろうされ、動 くこともできず、飛ばされる	固定していない家具のほとんど が移動し、倒れるものが多くな る。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物が多くなる。補強 されていないブロック塀のほと んどが崩れる。
7	こともある。	固定していない家具のほとんど が移動したり倒れたりし、飛ぶ こともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物がさらに多くな る。補強されているブロック塀 も破損するものがある。

◎木造建物(住宅)の状況

震度	木造建物(住宅)		
階級	耐震性が高い	耐震性が低い	
5弱	_	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	
5強	_	壁などにひひ割れ・亀裂がみられることがある。	
	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみ	壁などのひひ割れ・亀裂が多くなる。	
6弱	られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。	
0.33		瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものも	
		ある。	
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられる	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。	
の独	ことがある。	傾くものや、倒れるものが多くなる。	
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	
'	まれに傾くことがある。		

- ※1 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

◎鉄筋コンクリート造建物の状況

震度		鉄筋コンクリート造建物
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	_	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入るこ
0 JE		とがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひ	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひひ割れ・亀裂が多くな
0.93	び割れ・亀裂が入ることがある。	る。
	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひ	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・
6強	び割れ・亀裂が多くなる。	亀裂がみられることがある。
		1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひ	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・
7	び割れ・亀裂がさらに多くなる。	亀裂が多くなる。
'	1階あるいは中間階が変形し、まれ	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。
	に傾くものがある。	

- ※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられる ことがある。

◎地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 (※1) や液状化 (※2) が生	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	じることがある。	
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地害れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生す
7		ることがある(※3)。

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

◎ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置
停止	が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単
	位でガス供給が止まることがある(※)。
断水、停電の	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※)。
発生	
鉄道の停止、	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見
高速道路の	合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基
規制等	準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等に
の障害	よる安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こ
	ることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の
	発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベータ	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自
一の停止	動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

◎大規模構造物への影響

長周期地震	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建造物に比べ
動による超	て地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対
高層ビルの	しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが
揺れ	大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる
	可能性がある。
石油タンクの	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)
スロッシング	が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな
を有する施	被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがあ
設の天井等	る。
の破損、脱落	

重要水防区域

	危	険	区域	-	=		される	被害	整備	計画
番号	区域名	水系名	河川名	災害 の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	音江稲 田 築 堤	石狩川	石狩川 (左岸)	溢水					開発局	計画検 討中
2	音 江 沖里河築堤	"	" (左岸)	"					IJ	"
3	音 江 音 江 築 堤	IJ	" (左岸)	11					"	"
4	音 江 音 江 築 堤	IJ	" (左岸)	11					"	"
5	一 一 已 築 堤	IJ	ル (右岸)	11					IJ	"
6	納内築堤	IJ	ル (右岸)	11					"	11
7	多 度 志 多度志築堤	IJ	雨竜川 (左岸)	11					"	11
8	多 度 志 幌 成 築 堤	IJ	<i>"</i> (両岸)	11					"	11
9	多 度 志鷹泊築堤	IJ	" (左岸)	11					"	"
10	多 度 志ペンケ築堤	IJ	" (左岸)	11					IJ	IJ
11	多 度 志 ウッカ築堤	IJ	<i>"</i> (右岸)	11					"	IJ
12	多 度 志 ヌップ築堤	IJ	雨竜川 (右岸)	11					IJ	"
13	深	IJ	大鳳川 (左岸)	"					IJ	IJ
14	深 人 点 是 上 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	,,,	" (右岸)	"					JJ	"
15	一 稲 穂 町 北 光 町	IJ	堺川	IJ	365		市道	田20ha	北海道(建設部)	河川改 修実施 中
16	音 江 音江・広里	IJ	待合川	11	50		国道12号 0.5km	⊞40ha	IJ	11
17	音音	IJ	音江川	11				⊞20ha	IJ	IJ
18	納 5 区	IJ	アモイ川	11			納内東7 丁目甲線	⊞5ha	深川市	計画検 討中
19	納内園	"	ヒラウシ ュケオマ ナイ川	"	2	内 園 会 (1)	国道12号 0.3km	田20ha	IJ	河川改 修実施 中

		危	険	区均		3	予想	される	被害	整備	計画
番号	×	区域名	水系名	河川名	災害 の要 因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概要
20	音内	江園	石狩川	高津山四の沢川	溢水	5		市道内3 号北側道 線0.1km、 市道内2 号農道線 0.6km	田12ha	深川市	計画検 討中
21	音菊	江丘	IJ	内大部川	河川決壊	2		市道内27 号線 2.0km	田 2ha	11	11
22	<u>-</u>	口口	"	柳川	溢水	3		市道一已 1丁目線 0.6km	田12ha	II.	"
23	音菊	江丘	"	菊丘川	"	2		市道新城 峠線 0.4km	田19ha	"	"
24	音更	江進	IJ	内大部川	"	3		道道旭川 芦別線	⊞7ha	深川市(農政課)	IJ
25	音音	江江	11	創志の沢 川	"			道道豊里 深川線		深川市	IJ
26	多幌	度 志内	IJ	エイチヤンノリ	"	3		道道幌内湯 内線0.1km、 湯幌第2号 農道線0.3km	田5. 2ha	IJ	IJ
27	納 5	区区	II.	中野川	"	6		市道納内 7丁目線 0.2km	⊞30ha	II.	JJ.
28	多鷹	度 志泊	JJ	小ヌップ [°] 川	"	6		市道メッ プ開拓 支線 0.6km	⊞8. 4ha	II.	JJ
29	音 菊丘	江・吉住	11	吉住川	"	1 4		道道深川 豊里線	田・畑 34ha	IJ	IJ

市街地における低地帯の浸水危険区域

		危険	区域			予想され	れる被害		整備計画		
番号	区域名	水系名	危険 区域 面積 (ha)	災害 の 要因	住家(戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
1	石狩緑地	石狩川	15. 0	緑地冠水				緑地施設 の流出及 び表土流 出砂堆積	石狩川 開発建設部	計画検討中	

地すべり・がけ崩れ等危険区域

		危険区域		予想される被害	法令等に 指定状			整備記	計画
番号	区域名	場	危険 区域 面積 (ha)	住宅・公共施設 道路・その他	指定機関 法令名 指定年月日 指定番号	危険区 域との 関連 全		実施機関	概 要
			(Ha)		1日/仁田 7	部	部		
1	多度志	鷹	ź 21. 4	雨竜川延長1km				北海道 (建設部)	計 画検討中
2	音 江	国	1.7	通行遮断300m 国道12号				,,,	"
3	"	音	Ľ 25. 0	住宅1戸 国道12号・市道音43号 〜通行遮断1200m				,,,	"
4	IJ	内	30.3	市道高津山3裏線〜通 行遮断670m 耕地5.1ha 墓地				IJ	11
5	多度志	不知少	90.0					"	"
6	多度志	鷹泊 大ヌップ	0. 5	住宅9戸 道道鷹泊停車場線 1,100m 農地9ha	農林水産省 森林法 S30. 10. 12 814	0		北海道(水産林務部)	実施中
7	多度志	上 幌 月 (市道上 幌内線)	送 基点 より 700m	通行遮断 市道上幌内線 国有林と私有林の被害				深川市	一部実施済

急傾斜地崩壊危険区域

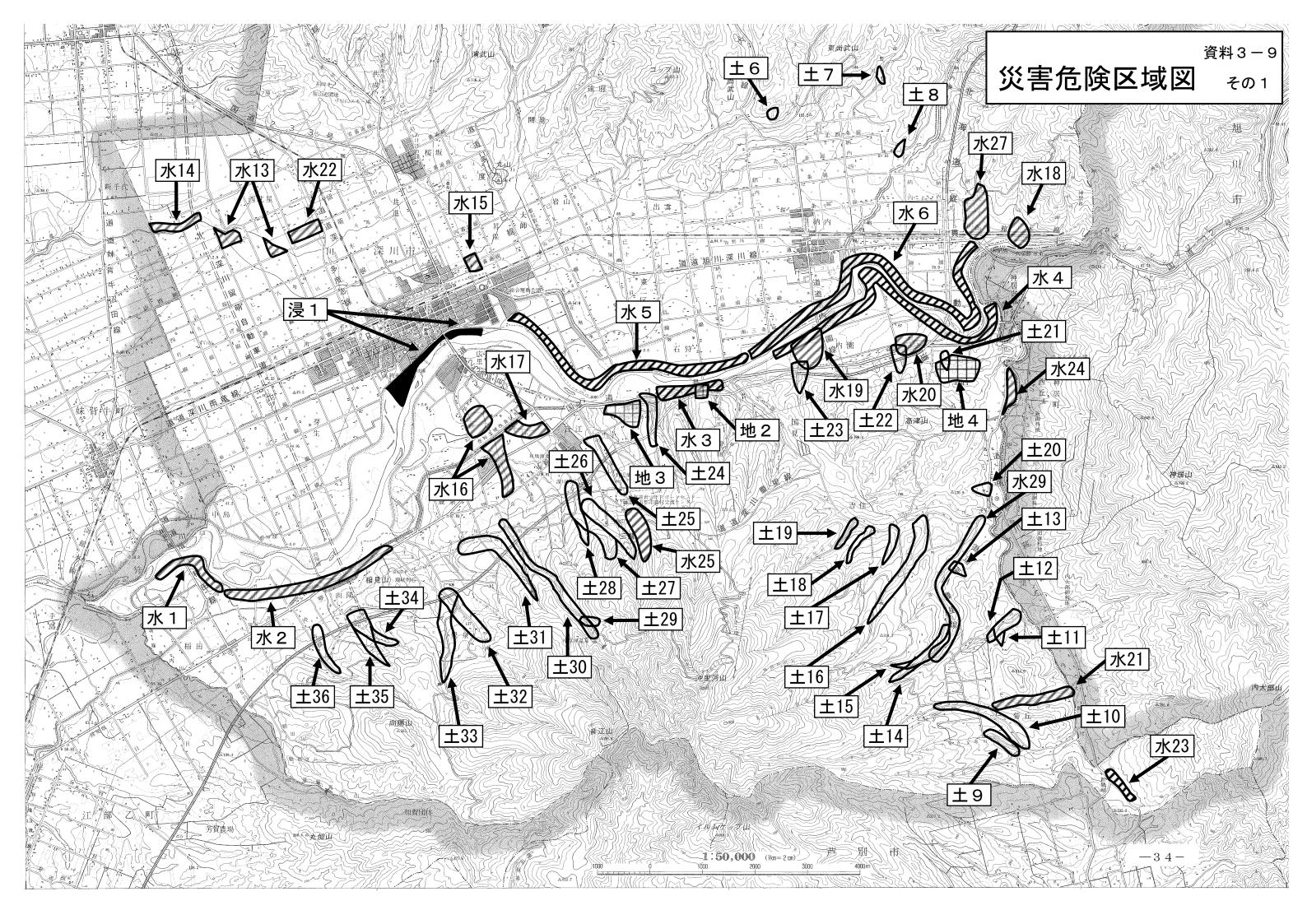
		危険区	域		予想される被害		法令等における 指定状況				
番号	区域名	場	所	危区域 延長 (m)	住宅・公共施設 道路・その他	指定機関 法令名 指定年月日 指定番号	危険区 域との 関連 全 部		実施機関	概	要
1	多度志	湯	内	37	住宅1戸 歩道35m				北海道(建設部)		

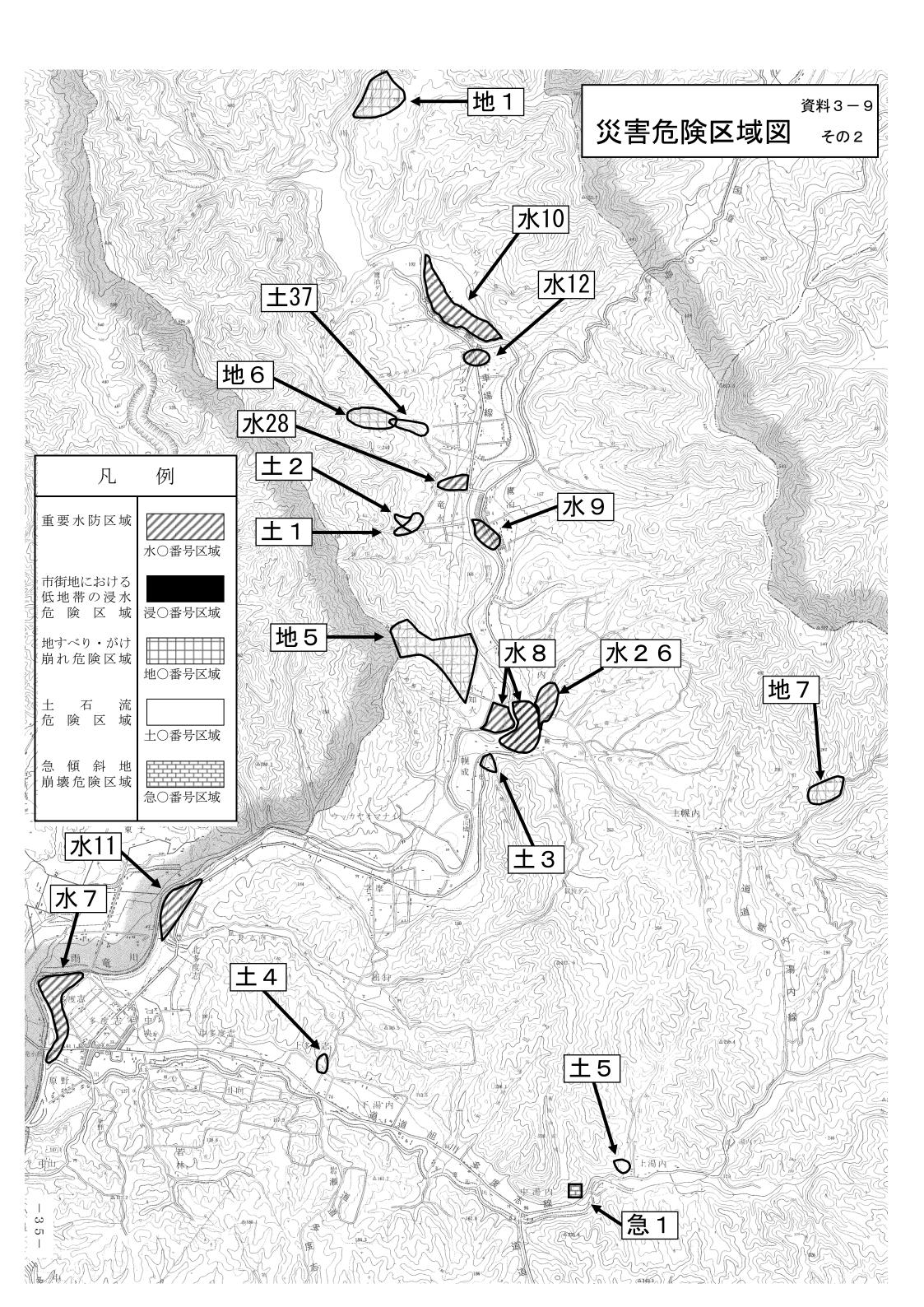
土石流危険区域

			fi	5険区域の	見況				予想される 被害	整備	計画
番号	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成16 年度渓 流番号	渓 流 渓流 延長 (km)	概 要 流域 面積 (ha)	砂防指定地 指定番号•年 月日	住宅・公共施 設・道路・そ の他	実施機関	概要
1	鷹泊	石狩川	山田の 沢川		Ⅱ06 - 0140	0. 73	33		住宅1戸 市道0.15km 畑1.86ha	北海道(建設)	計 画検討中
2	"	"	"	土田右の沢川	II 06 - 0150	0. 23	11		住宅1戸 市道0.15km 畑2.32ha	"	"
3	幌内	"	大倉沢川		I 06 - 0230	1. 54	45		住宅1戸 幌成近代 国道275号 0.75km	JJ	JJ
4	多度志	IJ	多度志 川	荒井の 沢川	Ⅱ06 - 0240	0. 18	4		住宅1戸 市道0.14km	"	IJ
5	湯内	11	ポン沢 川	原の沢川	Ⅱ06 - 0250	0. 63	17		住宅1戸 田0.01ha	11	11
6	納内町 12区	"	入志別 川	入志別 西山の 沢川	Ⅱ06 - 0260	0. 31	10		住宅1戸 田0.20ha	"	"
7	IJ	IJ	吉野川	青木の 沢川	П06 - 0270	0. 13	5		住宅1戸 市道0.18km 田0.20ha	11	IJ
8	II.	IJ	納内幌内川	中村の 沢川	∏06 - 0280	0. 29	7		住宅1戸 市道0.11km 田1.12ha	"	IJ
9	音江町 菊 丘	IJ	^{ヌフ゜リコマ} 菊丘支 流川		П 06 - 0290	1. 42	89		住宅2戸 市道0.36km	"	"
10	IJ	IJ	^{ヌフ°} リコマ 内大部 川		I 06 - 0300	4. 73	395		住宅5戸 菊丘江方化外 道道1.28km 耕地4.33ha	IJ	IJ
11	IJ	IJ	八木の 沢川	岡林の 沢川	П06 - 0310	0. 14	15		住宅1戸 市道0.62km	11	IJ
12	IJ	IJ	11		П06 - 0320	0.87	103		住宅1戸 市道0.76km	11	11
13	音江町 吉 住	IJ	吉住川	中本の 沢川	П06 - 0330	0. 15	10		住宅1戸 市道0.12km	11	11
14	IJ	IJ	IJ		П06 - 0340	1. 22	151		住宅1戸 道道0.50km	<i>"</i>	II.

			<i>-</i>	₩	rh\n				予想される	击~/	No. :
			π	対険区域の	兒/比		Lime		被害	整備	計画
番号	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成16 年度渓 流番号	渓 流 渓 流 (km)	概 要 流 頑 (ha)	砂防指定地 指定番号•年 月日	住宅・公共 施設・道 路・その他	実施機関	概要
15	音江町 住	石狩川	吉住川	吉住右の沢川	II 06 - 0350	1.84	103		住宅1戸 道道0.50km	北海道 (建39)	計画検討中
16	IJ	11	神社の沢川		П06 - 0360	4. 10	261		住宅2戸 道道0.21km 田1.05ha	"	"
17	IJ	11	小吉住 沢川		П06 - 0370	1. 98	121		住宅1戸 道道0.14km 耕地4.43ha	"	"
18	IJ	IJ	下吉住沢川		П06 - 0380	2. 10	157		住宅2戸 道道0.17km 耕地1.3ha	IJ	IJ
19	11	IJ	上吉住 沢川		П06 - 0390	2. 45	178		住宅2戸 道道0.13km 田0.48ha	IJ	IJ
20	音江町 更 進	11	内大部 川	更進神 社の沢 川	I 06 - 0400	0. 47	11		住宅2戸 道道0.13km 田0.31ha	IJ	11
21	音江町 内 園	IJ	石狩川	村中の 沢川	П06 - 0410	0. 27	5		住宅1戸	IJ	"
22	11	11	高津山 三の沢 川		I 06 - 0420	0. 52	16		住宅1戸 国道0.14km 顆臓0.87ha	IJ	11
23	11	11	ヒラウシュケ オマナイノコ		I 06 - 0430	0.86	70		住宅1戸 国道0.11km 田0.35ha	IJ	"
24	音江町 音 江	11	タモニ ナイ川		П06 - 0440	1. 76	81		住宅2戸 国道0.16km 田1.24ha	"	"
25	11	IJ	音江川		I 06 - 0450	3. 85	413	S53. 6. 9 建告第 1037号	住宅10戸 部江中央保育園 道央道0.12km 敬徳寺	IJ	砂防 ダム 1基
26	IJ	IJ	チフ [°] サクト クサクノ니		II 06 - 0460	1.38	52		住宅3戸 逃逃. 23km 田5. 09ha	IJ	計画
27	IJ	IJ	音江川	インター 1 の沢川	П06 - 0470	0. 73	67		住宅3戸 並逃0.20km 田6.38ha	IJ	IJ
28	IJ	IJ	IJ	インター 2 の沢川	П06 - 0480	0. 77	35		住宅3戸 並逃0.20km 田0.39ha	11	II
29	音江町 音 江	11	待合川	待合左の沢川	I 06 - 0490	0.50	31		住宅2戸 逆道0.19km 寺院	IJ	11
30	音江町 豊 泉	IJ	11		I 06 - 0500	2. 51	266	S59 11.27 建告第 1579号	住宅2戸 並逝0.19km 寺院	IJ	砂防 ダム 1基

			fi	的険区域の	現況				予想される 被害	整備	計画
番号	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成16 年度渓 流番号	渓 流 渓 流 長 (km)	概 要 流 頑 積 (ha)	砂防指定地 指定番号•年 月日	住宅・公共 施設・道 路・その他	実施機関	概要
31	音江町 豊 泉	石狩川	オキリカッ プ [°] 支流 川		I 06 - 0510	3. 62	207	H3 7.18 建告第 687号	住宅6戸 道党道0.08km 果樹園0.31ha	描道	砂防 ダム 1基
32	音江町 向 陽	IJ	オキリカッ フ゜の沢 川		I 06 - 0520	1. 66	203		住宅1戸 並売0.17km	IJ	IJ.
33	"	IJ	オキリカップリリ		П06 - 0530	1. 95	217		住宅1戸 道党0.17km 田1.83ha	"	"
34	JJ	IJ	テ゛ハ゛ウシ ナイルI		П 06 - 0540	0. 51	40		住宅1戸 道党0.77km 田3.40ha	"	計画検討中
35	"	"	"	デ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	П06 - 0550	0. 44	37		住宅1戸 道党道0.68km 田0.44ha	"	"
36	"	"	チャオヤウシナイル		П06 - 0560	2. 02	258		住宅1戸 道宍道0.21km	"	"
37	鷹泊	IJ	大ヌップ川			4. 3	45. 1		住宅9戸 道鷹游連線 1.1km 農地9.0ha	北海道 (水産)構 前	実施中



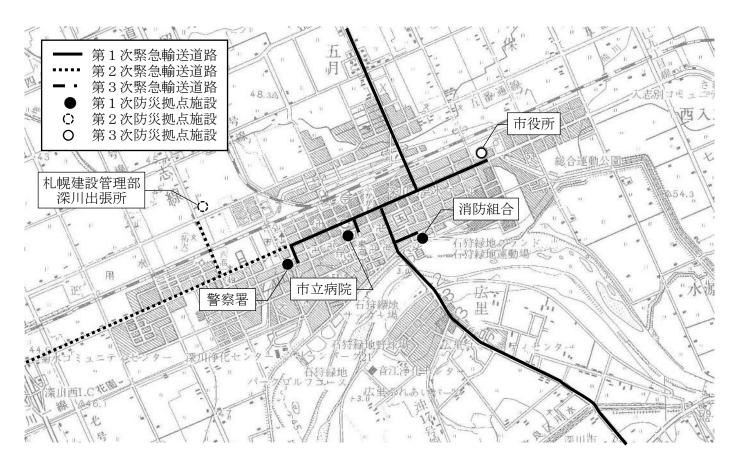


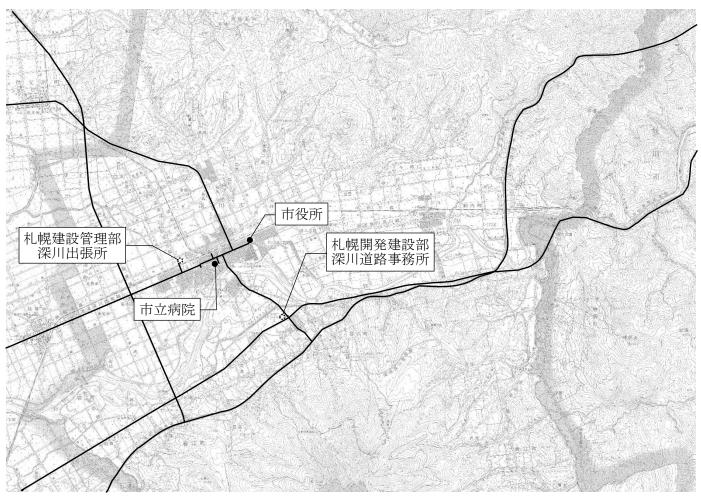
市保有車両一覧表

主管課	普通 乗用	小型 乗用	軽乗用	普通 貨物	小型 貨物	軽貨物	普通 特種	小型 特種	特種 用途	大型 特殊	普通 乗合	計
総務課	5	7	3		2	1	1					19
都市建設課		1		7	1		4(2)			10(3)		23 (5)
建築住宅課	1											1
上下水道課		3			1							4
市民生活課					1					2(2)		3(2)
農政課	3					2(1)		1			1(1)	7(2)
高齢者支援課		1	3									4
学務課											8(8)	8(8)
生涯学習 スポーツ課							1(1)					1(1)
商工労働 観光課								1(1)				1(1)
市立病院	3	1	3									7
計	12	13	9	7	5	3(1)	6(3)	2(1)		12(5)	9(9)	78 (19)

^{※()} 内の数字は、公社または委託業者に貸与している車両(内数)

緊急輸送ネットワーク指定路線図





非常用食料備蓄状況

場所	묘	目	数量	保存年限
	白米 (200g)		1,800食	5年間
	レトルトカレー (170g)		1,680袋	5年間
	ビスケット (3枚/袋)		2,940袋	5年間
	エマージェンシーブレッド(保存ノ゙	ペン100 g)	1,080食	5年間
多目的低温倉庫	えいようかん (羊かん60)	g)	600食	5年間
	飲料水 (500ml)		2,592本	7年間
	飲料水 (500ml)		2,904本	15年間
	飲料水 (20)		1,932本	7年間
	飲料水 (20)		600本	15年間
	レトルトカレー (170 g)		120袋	5年間
	エマージェンシーブレット゛(保存ハ	ペン100 g)	48食	5年間
吐 巛	えいようかん (羊かん60	g)	100食	5年間
防災備蓄倉庫	飲料水 (500ml)		144本	7年間
	飲料水 (20)		312本	7年間
	液体ミルク		81本	1年間

場所	品目	数量	保存年限
	レトルトカレー (170 g)	180袋	5年間
	エマージェンシーブレッド(保存パン100g)	48食	5年間
深川市立病院	えいようかん (羊かん60g)	100食	5年間
	飲料水(500ml)	720本	7年間
	飲料水 (20)	180本	7年間
	レトルトカレー (170g)	120袋	5年間
深川消防署	エマージェンシーブレッド(保存パン100g)	48食	5年間
休川伯別者	えいようかん (羊かん60g)	100食	5年間
	飲料水 (20)	489本	7年間
納内時計台プラザ	飲料水(500ml)	96本	7年間
吉住更進コミュニティセンター	飲料水 (500ml)	96本	7年間
内園コミュニティセンター	飲料水 (500ml)	96本	7年間
菊丘コミュニティセンター	飲料水(500ml)	24本	7年間
	飲料水 (20)	48本	7年間
幌成コミュニティセンター	飲料水(500ml)	96本	7年間
リフレッシュプラザ鷹泊	飲料水(500ml)	96本	7年間

防災資機材備蓄一覧

No.	品目					保		管		先						
		市役所	消防	病院	低温倉庫	壁葉所の	深川小	一已小	北新小	納內小	音江小	多度志小	深川中	一已中	多度志支所	計
1	発電機	7				14	1	1	1	2	2	2	1	1		32
2	エンシ゛ンホ゜ン プ゜	1														1
3	ジェットヒーター	1	2				1	1	1	2	2	2	1	1		14
4	投光器	8				14	1	1	1	1	1	1		1		29
5	水中ポンプ	2	3													5
6	拡声器	4					2	2	2	4	4	4	2	2		26
7	コート・リール	9				14	2	2	2	4	4	4	2	2		45
8	ラジオ	5					2	2	2	3	3	3	2	2		24
9	石油ストーブ	5					4	4	4	8	8	8	4	4		49
10	除雪機	2														2
11	ハンディライト	35					2	2	2	4	4	4	2	2		57
12	ランタン	2				54	2	2	2	2	2	2	2	2	2	74
13	リヤカー						1	1	1	1	1	1		1		7
14	ボ <i>ル</i> トクリッパー	2														2
15	はしご		1													1
16	保存用コンテ ナ				48											48
17	トランシーバー		6													6
18	デジタルカメラ	2														2
19	薪みトーブ						1	1	1	2	2	2	1	1		11
20	吸水バッグ	705	340													1, 045
21	土嚢袋	8,800	3, 320													12, 120
22	ブルーシート	10	22													32
23	鉄杭	30	82													112
24	油吸着材		4													4
25	バリケート゛	15					2	2	2	4	4	4	2	2		37
26	ハンマー	12					2	2	2	4	4	4	2	2		34
27	剣先スコップ	29	79													108
28	平角スコップ	68	21													89
29	大角スコップ	18	16													34
30	炊き出し釜	1	1													1
31	使い捨て スプーン	25														25
32	携帯充電器	2														2
33	簡易ベッド					16										16

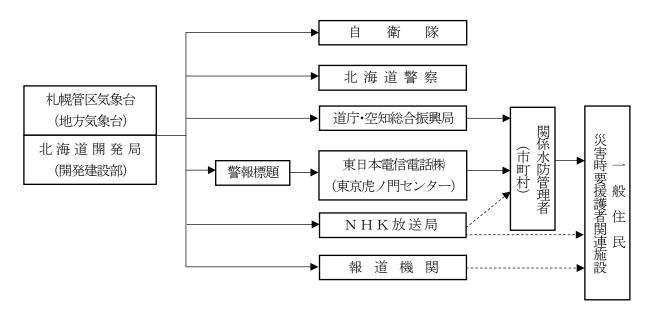
No.	品目						保		管		先					
		市役所	消防	病院	低温倉庫	学校以外の	深川小	一已小	北新小	納内小	音江小	多度志小	深川中	一旦中	多度志支所	計
34	ダンボールベット゛	1				257	14	10	10	10	2	90	10	14		418
35	ユニバーサルトイレ					1										1
36	ロープ		3													3
37	プライベートルーム					1										1
38	室内テント	1				221	14	10	10	10	2	90	10	14		382
39	室内テント屋根					80	6	4	4	4	2	40	4	6		150
40	大型テント					5										5
41	毛布	200					240	240	80	320	320	320	240	240		2, 200
42	タオル	100														100
43	カイロ	100														100
44	救急箱救急セット	20														20
45	簡易トイレ	23				181	3	3	3	3	3	3	3	3	1	229
46	ヘルメット	50														50
47	災害用ベスト	50														50
48	ポ [°] リタンク	5					2	2	2	4	4	4	2	2		27
49	1000タンク					4										4
50	2000タンク					3										3
51	携行缶	4					1	1	1	2	1	2	1	1		14
52	マット					40	240	240	80	320	280	320	240	240		2,000
53	間仕切り						5	5	5	10	10	10	5	5		50
54	立入禁止テープ	20	20													40
55	マグ・ネットシート	4														4
56	救助工具セット		1													1
57	救助ロープ		1													1
58	断熱材						10	10	10	20	10	10	10	10		90
59	コンハ゜ネ		60													60
60	長靴	20														20
61	雨合羽	20														20
62	ロープ° レスキューー・式		1													1
63	救命胴衣		5													5
64	鶴嘴	1														1
65	鳅	1														1
66	鉞	10														10
67	スコッチコーン	20														20
68	コーンバー	10														10
69	三角コーン					120										120
70	タイガーロープ	3														3
71	ライン引き	1														1
72	エタノール	44														44

No.	品目			<u> </u>	1	付	 呆	<u> </u>	管	1		先	<u> </u>		1	
		市役所	消防	病院	低温倉庫	避難所 学校以外の	深川小	一已小	北新小	納内小	音江小	多度志小	深川中	一昆中	多度志支所	計
73	漏斗					66										66
74	エタノール分配用ポンプ	6				60										66
75	エタノール分配容器					66										66
76	ハイター20kg	1														1
77	ハイター1.50					6										6
78	ハイター600m1					40										40
79	石鹸(固形)					86										86
80	石鹸(液体)					80										80
81	体温計	162														162
82	非接触式電子温度計	6				150										156
83	サーマルカメラ	2				42	2	2	2	2	2	2	2	2		60
84	不織布マスク	100				846										946
85	フェイスシールド					1,040										1,040
86	ニトリルグローブ					44										44
87	ポリ手袋					47										47
88	透明ビニールシート					18										18
89	アイソレーションガウン					50										50
90	室外テント	1				4										5
91	感染症対策キット	125														125
92	ブルーシート					124										124
93	じニル袋					149										149
94	ごみ袋					142										142
95	サランラップ					92										92
96	ペーパータオル					114										114
97	紙コップ					54										54
98	カゴ台車					50										50
99	運搬用コンテナ					46										46
100	スプレーボトル					198										198
101	自動手指消毒器					60										60
102	飛沫防止用アクリル板	45				100										145
103	シューズカバー				İ	444				İ		İ				444
104	50mメジャー					40										40
105	白線					40										40
106	ソーシャル ディスタンスシール					477										477
107	生理用品	1, 790														1, 790
108	手動式背負噴霧器				İ	4				İ		İ				4
109	乾電池式背負噴霧器					4										4
110	紙おむつ					31										31

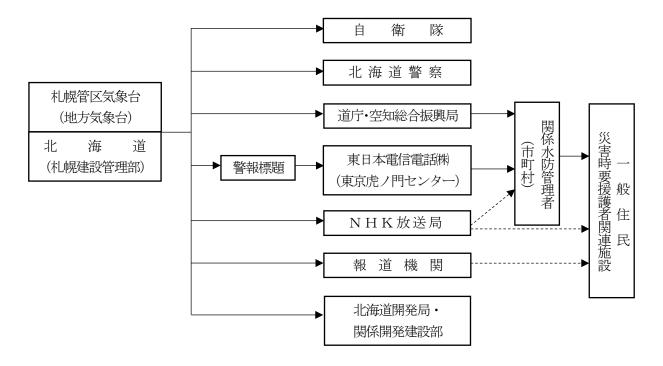
洪水予報 · 水防警報伝達系統図

1 洪水予報伝達系統図

(1) 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合

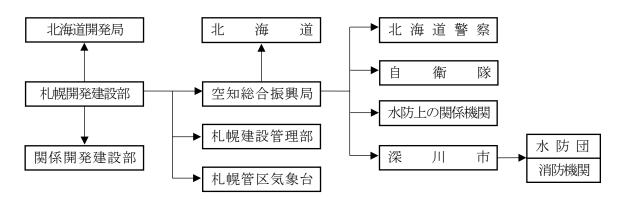


(2) 北海道と札幌管区気象台が共同で発表する場合

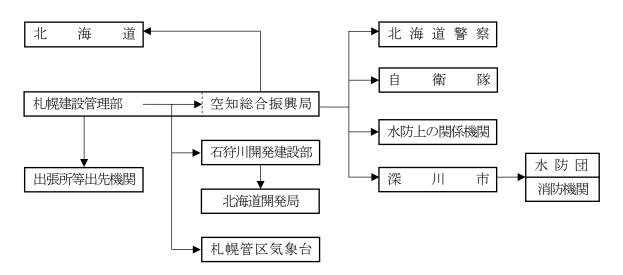


2 水防警報伝達系統図

(1) 北海道開発局が発表する場合



(2) 北海道が発表する場合



要配慮者利用施設一覧

洪水=洪水浸水想定区域(0.5m以上浸水する区域)、土砂=土砂災害警戒区域

1 老人福祉施設(介護保険法による分類)

大田			MMA 44	FC + 106	# # 1.30. □	一步北上	. ا_للإن	[.
2 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム 清評園 深川市納内町北3番97号 24-3911 100	番号	分類名	名称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
数(特別)養養老人 特別養養老人ホーム 永福園 深川市西町1番13号 22-4401 50	1		深川市老人福祉センター	深川市3条18番36号	26-2411	200	0	_
3 ホーム 特別養護を人ホーム 水福園 深川市画17 番13号 22-4401 50 - - 4	2		特別養護老人ホーム 清祥園	深川市納内町北3番97号	24-3911	100	_	_
特別 深川市解内町北3番97号 24-3911 30 - -	3		特別養護老人ホーム 永福園	深川市西町1番13号	22-4401	50	ı	-
型	4			深川市納內町北3番97号	24-3911	30	I	ı
通所介護事業所	5			深川市多度志1188番地	27-2222	10	\circ	ı
2	6			深川市2条4番3号	26-0052	40	0	ı
8	7	通所介護事業所			34-5959	10	\circ	ı
10	8		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		34-5330	18	\bigcirc	ı
11 ライフカレッジ深川 深川市太子町8番13号 34-7560 40 ○ - 2	9		デイサービス 福寿草	深川市4条12番6号	26-8811	12	0	_
短期入所生活介 短期入所生活介護事業所 短期入所生活介護事業所 清祥園 深川市納内町北3番97号 24-3911 10 10 10 10 10 10	10		デイサービス優和の郷・礼	深川市あけぼの町1番30号	34-5362	30	-	-
12 短期入所生活介 永福園 深川市四町1番13号 22-4401 4 13 護事業所 短期入所生活介護事業所 深川市納内町北3番97号 24-3911 10 14 特定施設入居者 操施設・路話機が小な アニステイ 深川市2条4番3号 26-0051 50 ○ 15 生活介護事業所 操摘機はよる こんにちわ金さん銀 深川市音江町1丁目3番13 25-1234 30 16 ケアハウス えんれい草 深川市4条12番6号 26-1165 29 ○ 17 保護機能配酵素所 清祥園 ブループホーム 忘れな草 深川市4条12番7号 24-3901 22 18 ブループホーム 忘れな草 深川市4条12番7号 26-2611 18 ○ - 19 認知症対応型共 河ループホーム 金さん銀 深川市音江町1丁目3番13 25-1272 18 19 認知症が膨・酸 本所 (グループホーム 金さん銀 深川市音江町1丁目3番13 25-1272 18 20 本市ム) 記知症高齢者グループホーム 清 深川市納内町北3番59号 24-3901 9	11		ライフカレッジ深川	深川市太子町8番13号	34-7560	40	0	-
13 清祥園 深川市納内町北3番97号 24-3911 10 14	12	短期入所生活介		深川市西町1番13号	22-4401	4	1	_
特定施設入居者 特定施設入居者 操削権はよる こんにちわ金さん銀 深川市音江町1丁目3番13 25-1234 30 15 生活介護事業所 25-1234 30 16 ケアハウス えんれい草 深川市4条12番6号 26-1165 29 ○ - 17 小規模多機能型居宅介護事業所 深川市4条12番6号 24-3901 22 18 グループホーム 忘れな草 深川市4条12番7号 26-2611 18 ○ - 19 認知症対応型共同生活介護施設 事業所(グループホーム 金さん銀 深川市音江町1丁目3番13 25-1272 18 20 記知症高齢者グループホーム 清 深川市納内町北3番59号 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 -	13	護事業所		深川市納內町北3番97号	24-3911	10	I	ı
生活介護事業所 たんにちかをさん駅 深川市音江町1 1 日 3 番 13 25-1234 30 16 ケアハウス えんれい草 深川市4条12番6号 26-1165 29 ○ - 17 小規模多機能型居宅介護事業所 清祥園 次川市納内町北3番59号 24-3901 22 18 グループホーム 忘れな草 深川市4条12番7号 26-2611 18 ○ - 19 認知症対応型共同生活介護施設 事業所(グループホーム 金さん銀 深川市音江町1丁目3番13 25-1272 18 20 本ーム) 認知症高齢者グループホーム 清 深川市納内町北3番59号 24-3901 9 -	14			深川市2条4番3号	26-0051	50	0	1
17 小規模機型配信講新 小規模多機能型居宅介護事業所 深川市納内町北3番59号 24-3901 22 18 グループホーム 忘れな草 深川市4条12番7号 26-2611 18 ○ - 19 認知症対応型共同生活介護施設 事業所(グループ ホーム) 認知症高齢者グループホーム 清 深川市納内町北3番59号 24-3901 9 20 20 24-3901 9 24-3901 9 24-3901 9 - - 25-1272 24-3901 9 - - 25-1272 24-3901 9 - - 25-1272 24-3901 9 - - 25-1272 24-3901 9 - - 24-3901 9 - 24-3901 9 - 24-3901 9 -	15				25-1234	30	I	ı
17 小服外棚空間(護新) 清祥園 深川市納内町北3番59号 24-3901 22 18 グループホーム 忘れな草 深川市4条12番7号 26-2611 18 ○ 19 認知症対応型共同生活介護施設 事業所(グループホーム 金さん銀 深川市音江町1丁目3番13 25-1272 18 20 本一ム) 認知症高齢者グループホーム 清 深川市納内町北3番59号 24-3901 9	16		ケアハウス えんれい草	深川市4条12番6号	26-1165	29	0	_
19 認知症対応型共	17	小規模外繼型居宅介護事業所		深川市納內町北3番59号	24-3901	22	-	-
19 記み症対心を共 同生活介護施設 さん 号 25-1272 18	18		グループホーム 忘れな草	深川市4条12番7号	26-2611	18	0	-
20 ホーム)	19	同生活介護施設	(-)		25-1272	18	-	-
21 グループホーム 優和の郷・信 深川市あけぼの町1番35号 34-5767 18	20			深川市納內町北3番59号	24-3901	9	_	_
	21		グループホーム 優和の郷・信	深川市あけぼの町1番35号	34-5767	18	_	-

22	経費老人ホーム	ひいらぎ荘	深川市北光町2丁目10番18 号	22-5680	50	0	_
23	生活支援ハウス	しらゆりの里	深川市多度志1188番地	27-2222	9	0	_
24	サービス付高齢者住宅	ライフシップ深川	深川市太子町8番13号	22-1122	100	0	_

2 障がい福祉サービス事業所(障がい者自立支援法による分類)

番号	分類名	名	称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
1		コスモス		深川市4条24番16号	22-2083	6	0	_
2		つばさ		深川市4条24番18号	23-2623	6	0	_
3		ふれっこ		深川市4条3番10号	22-4000	4	0	-
4		なでしこ		深川市8条12番13号	22-3570	5	0	ı
5		ひまわり		深川市8条5番5号	22-6564	7	\circ	-
6	グループホー	みらい		深川市西町6番1号	22-1477	11	-	-
7	A	アカシア		深川市納内町2丁目3番22号	24-3750	7	-	-
8		レインボー		深川市納内町3丁目1番10号	24-2155	5	-	_
9		ラベンダー		深川市納内町3丁目4番1号	24-3009	4	-	-
10		たんぽぽ		深川市納内町3丁目9番40号	24-2886	6	0	-
11		あじさい		深川市納内町グリーンタウン3番27号	24-3787	4	-	_
12		ライラック		深川市文光町1番20号	22-5880	6	-	_
13	施設入所支援	障害者支援施設 学園	あかとき	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	48	0	-
14		深川デイプレイス いの家	ふれあ	深川市開西町2丁目7番15号	22-4002	25	0	ı
15	就労継続支援 (B型)	就労支援センター	「青空」	深川市納内町2丁目1番48号	24-3450	28	-	-
16	(D <u>+</u>)	ライブコネクトくた ーターパン」	ごん 「ピ	深川市4条8番26号	34-7758	20	0	-
17		深川デイプレイス いの家	ふれあ	深川市開西町2丁目7番15号	22-4002	15	0	ı
18	生活介護	就労支援センター	「青空」	深川市納内町2丁目1番48号	24-3450	12	ı	_
19		障害者支援施設 学園	あかとき	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	60	0	I
20	短期入所	障害者短期入所事業所 学園	あかとき	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	4	0	1
21	放課後等デイサービ ス	放課後等デイサー らきら	ビス き	深川市開西町2丁目7番15号	34-5104	10	0	-
22	放課後等デイサ ービス/児童発 達支援	児童デイサービス し	なかよ	深川市緑町18番39号	34-5759	10	0	-
23	<u>児童発達支援/</u> <u>放課後等デイサ</u> <u>ービス</u>	児童発達支援/放記サービス ひかりふか		深川市文光町8番15号	<u>34-9416</u>	<u>10</u>	Ξ	1 1

3 児童福祉施設 (児童福祉法による分類)

番号	分類名	名 称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
1		新中央保育園	深川市6条11番1号	34-6011	90	0	-
2		納内保育園	深川市納内町北1番86号	24-2846	20	-	_
3		深川西町保育所	深川市西町22番14号	22-7881	<u>50</u>	\circ	_
4		北光保育園	深川市北光町2丁目 12 番 38 号	22-3567	70	0	-
5		音江中央保育園	深川市音江町2丁目 11 番 41 号	25-2252	30	ı	ı
6	保育所	認定こども園 深川あけぼの保育園	深川市あけぼの町17番6号	23-4430	<u>35</u>	-	-
7		わかば認定こども園	深川市あけぼの町 11 番 50 号	22-5085	20	-	-
8		たどし認定こども園 かぜっこ	深川市多度志 630 番地	27-2750	25	0	-
9		事業所内保育施設 いちご	深川市4条12番6号	23-0575	12	0	-
10		まなび	深川市西町 23 番 18 号 深川小学校内	22-7881	40	0	-
11		北光クラブ	深川市稲穂町2丁目1番9 号 一巳小学校内	22-3567	50	\bigcirc	-
12	兴本但去記	すずらん	深川市音江町2丁目6番17 号 旧学校共済住宅	25-2252	19	1	-
13	学童保育所	深川あけぼの児童クラ ブ	深川市あけぼの町17番6号 認定こども園深川あけぼの 保育園内	22-4430	16	-	-
14		多度志学童クラブ	深川市多度志 131 番地	27-2359	20	0	_
15		納内放課後児童クラブ	深川市納内町3丁目9番30 号 旧学校共済住宅	24-2846	10	0	-
16	児童センター	深川市児童センター	深川市3条18番36号 総合福祉センター内	26-2411		0	-

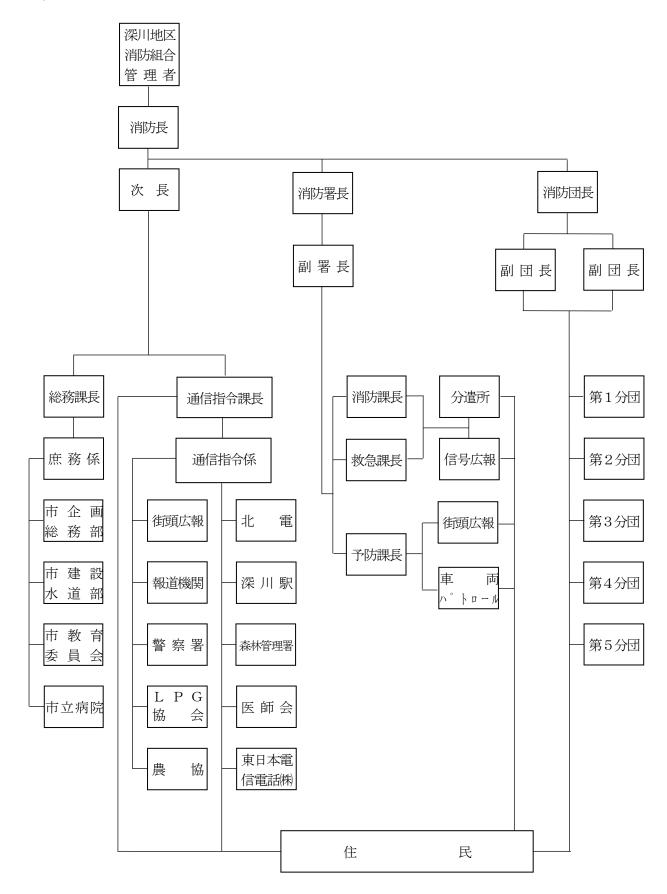
4 医療施設 (医療法による分類)

番号	分類名	名称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
1		深川市立病院	深川市6条6番1号	22-1101	203	0	_
2	 病院	北海道中央病院	深川市西町1番7号	22-2135		-	-
3	(入院患者 20名以上可能な	東ケ丘病院	深川市音江町字音江 257番 地 2	25-2755		_	_
4	施設)	深川第一病院	深川市あけぼの町1番1号	23-3511		-	-
5		吉本病院	深川市3条25番19号	22-7130		-	_
6		成田医院	深川市3条6番16号	23-5566		0	-
7		本間クリニック	深川市4条7番11号	23-3387		0	-
8		たかはし内科消化器内科	深川市4条9番18号	22-2022		0	-
9	診療所等	深川内科クリニック	深川市5条2番14号	23-5511		0	_
10	(入院患者 19名以下の施設	吉田医院	深川市2条8番23号	23-2521		0	_
11	又は入院させる ための施設を有	みきた整形外科クリニ ック	深川市5条9番5号	26-2626		0	-
12	しないもの)	斎藤整形外科医院	深川市7条9番38号	23-3737		0	-
13		多度志診療所	深川市多度志町 1188 番地	27-2001		0	-
14		納内診療所	深川市納内町3丁目8番88号	34-6801		0	-
15		津田こどもクリニック	深川市5条9番6号	34-5311		0	_
16		伊東歯科医院	深川市2条7番29号	23-5501		0	-
17		きたじま歯科クリニッ ク	深川市2条8番15号	26-8881		0	-
18		杉澤歯科医院	深川市3条9番28号	23-2003		0	-
19		杉村歯科医院	深川市4条9番28号	22-2323		0	_
20		小野歯科医院	深川市納内町3丁目8番91号	24-3388		-	ı
21	歯科診療所	たなか歯科医院	深川市開西町2丁目1番25号	23-5545		0	ı
22		舟山歯科医院	深川市文光町12番25号	23-2255		_	-
23		西田歯科医院	深川市北光町2丁目3番8号	22-2757		0	-
24		ぬまくら歯科	深川市1条12番16号	22-5615		0	_
25		木村きよし歯科	深川市4条14番6号	23-3886		0	-
26		定岡歯科医院深川院	深川市4条8番28号	34-5118		<u>O</u>	

5 学校等施設 (学校教育法による分類)

番号	分類名	名	称	所	在	地	電話番号	定数	洪水	土砂
1	√1,1 ₩ E	深川めぐみ幼稚	惟園	深川市8条	₹15番8	号	22-6883	105	0	-
2	分稚園	深川幼稚園		深川市文光	台町17番	6号	22-3027	80	0	-
3		深川小学校		深川市西町	「23番	18 号	23-4195		0	-
4		一已小学校		深川市稲穂号	町2丁	一目1番9	23-4294		0	-
5	المراجعة	北新小学校		深川市一E 番地	2町字-	一已 2046	23-3480		-	-
6	小学校	納内小学校		深川市納内 11 号	可町 2 一	「目 13 番	24-2602		0	-
7		音江小学校		深川市音江号	町27	一目4番1	25-1421		1	ı
8		多度志小学校		深川市多度	志 116	0 番地	27-2005		0	_
9		深川中学校		深川市文光	治 町 13 春	番3号	23-3574		0	-
10	中学校	一已中学校		深川市稲穂号	5町1丁	1 8 番 3	22-3341		0	_
11	古坯兴大	深川西高等学校		深川市西町	「7番3	1号	23-2263		0	_
12	高等学校	深川東高等学校	 交	深川市8条	₹5番1	0 号	23-3561		0	-

火災警報連絡系統図



消防力等の現況

1 消防車両等の現有

車両別 所属	タンク車	ポンプ車	化学車	はしご車	小型ポンプ付水槽車	小型ポンプ	積 載 車	救急車	連絡車	防災広報車	人員輸送車	人員搬送車	指揮車	火災調査車	防災用機械	備考
消防本部									1					1		
消防署	1		1	1	1			2		1	1		1		1	
消防団	2	6				8	1					1				
合 計	3	6	1	1	1	8	1	2	1	1	1	1	1	1	1	

2 消防水利の現有

地区5	地区別市街地			地区別 市街地 準 市 街 地 域				その他の地域				A #	
区分	深川	一旦	広里	納内	あけぼの	音江	メム農村	一已農村	納内農村	音江農村	多度志	合 計	
消火	全 10	0 80	12	18	10		19	20	24	32	13	328	
防火水	曹 9(1) 8	4	7	1	2		2		6	3	42(1)	
そのイ	也 1(2)										1(1)	
合 計	110(2	88	16	25	11	2	19	22	24	38	16	371 (2)	

※()内は私設

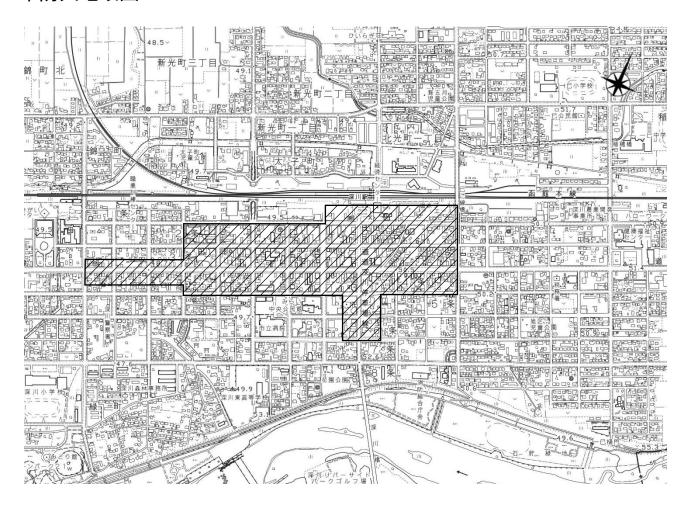
3 消防資器材等の現有

資器材名	署所別	消防本部	消 防 署	団本部	1 分団	2 分団	3 分団	4 分 団	5分団	1
	固定局		12(11)							12(11)
消防救急	基地局		1							1
デジタル無線	移動局	1	12		2		1	3	4	23
	携帯局	2	11		1		1	2	3	20
空気呼吸器	ライフゼム型		25		2		4	1		32
軽量空気ボンベ			96							96
沙	スーパーホーム (Q)		410							410
消火薬剤	スノーラップL (0)		20							20
法 II 冲 和 理 刘	スノーラップE (0)		160							160
流出油処理剤	吸着マット(枚)		301							301
流水救助器具			4							4
(ドライスーツ一式)			4							4
墜落防止器具			4							4
耐熱防護服			2							2
化学防護服			E							5
(レベルB)			5							อ
送 排 風 機			2							2
マット式空気ジャッキ			1							1
エンシ゛ンカッター			2		1		1		1	5
チェーンソー			1						1	2
ガス溶断器	KSパンダ		1							1
無人航空機 (ドローン)			1							1
	550W									
発 電 機	750W								1	1
光 电 傚	900W		3				1	1	1	6
	4500W				1					1
	大型油圧式救助器具スプレッダー		2							2
	大型油圧式救助器具切断機		2							2
油圧式救助器具	大型油圧式救助器具ジャッキ		2							2
	大型油圧式救助器具マルチツール		2							2
	充電式油圧救助器具一式		1							1
可搬式ウインチ (チルホール)			2							2
熱画像直視装置			3							3
可燃性ガス測定器			2							2
有毒ガス測定器			2							2
備考	6.71.5./H									

※固定局()内はサイレン用

資料3-18

準防火地域図



災害救助法の適用と実施

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現 に救助を必要とする者に対して行う。

市の人	被害区分	被害が市単独の場合 住家滅失世帯数	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) 住家滅失世帯数	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合等
15,	深川市,000人以上 ,000人未満	50	25	市の被害状況が特に救 助を必要とする状態にあ ると認められたとき

適 用

① 住家被害の判定基準

滅失:全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修によることが困難で 具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達し たもの又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達 した程度のもの。

・ 半壊、半焼:2世帯で減失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上50%未満のもの。

・ 床上浸水:3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

② 世帯の判定

- ・ 生計を一にしている実態の生活単位をいう。
- ・ 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態 に即し判断する。

3 救助法の適用手続

(1) 市

ア 市長は、当該市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を当該市の区域を所管する空知支庁長に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の 規定による救助を行い、その状況を直ちに空知支庁長に報告し、その後の処置について指示を受け なければならない。

(2) 北海道

空知総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨当該市に通知するとともに、北海道知事に報告する。北海道知事は、空知支庁長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法適用した場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、北海道知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	救助・着工期間	実施者区分
避難所、福祉避難所の設置	7日以内	市
災害が発生するおそれのある段階 の避難所の供与	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	卡
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	20日以内	対象者、対象箇所の選定~市 設置~北海道(委任したときは市)
応急仮設住宅の供与 (賃貸型応急住宅)	速やかに提供	市(あらかじめ関係団体と協定締結)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給 与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班〜北海道・日本赤十字社北海道 支部(委任したときは市)
助産	7日以内	医療班〜北海道・日本赤十字社北海道 支部(委任したときは市)
被災者の救出	3日(72時間)以内	市
住宅の応急修理(住家の被害の拡 大を防止するための緊急の修理)	10日以内	市
住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	3ヶ月以内(国の災害 対策本部が設置され た災害においては6 ヶ月以内)	市
学用品の給与	教科書等 1月以内 文房具等 15日以内	市市
埋葬	10日以内	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市・日本赤十字社北海道支部
障害物の除去	10日以内	市

⁽注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施 期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

北海道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立ち入り検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法で定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱については、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

避難場所一覧表

1 指定緊急避難場所一覧表 (※位置図-別紙のとおり)

쩳	施設名	所 在 地	備	考
<u></u> 番号	 菊水コミュニティセンター駐車場他	深川市メム6号線本通り		
2	拓殖大学北海道短期大学グラウンド他	深川市メム4558-1		
3	深川中学校グラウンド	深川市文光町13番3号		
5	深川西高等学校グラウンド	深川市西町7番31号		
6	生きがい文化センター駐車場他	深川市西町3番15号		
7	深川小学校グラウンド	深川市西町23番18号		
8	文化交流ホール み・らい駐車場	深川市5条7番20号		
9	経済センター駐車場	深川市1条9番19号		
10	深川東高等学校グラウンド	深川市8条5番10号		
11	三和コミュニティセンター駐車場	深川市新光町3丁目4番1号		
12	一已小学校グラウンド	深川市稲穂町2丁目1番9号		
14	一已中学校グラウンド	深川市稲穂町1丁目8番3号		
15	総合福祉センター駐車場	深川市3条18番36号		
16	総合体育館駐車場他	深川市6条21番1号		
17	北新小学校グラウンド	深川市一已町西日向		
18	あけぼのコミュニティセンター駐車場	深川市あけぼの町9番22号		
19	拓殖大学北海道研修所グラウンド他	深川市一已町桜町		
20	新岩山会館駐車場	深川市一已町新岩山		
21	入志別コミュニティセンター駐車場	深川市一已町東一区		
23	納内小学校グラウンド	深川市納内町2丁目13番11号		
24	内園コミュニティセンター駐車場他	深川市音江町字内園641番地		
25	吉住・更進コミュニティセンター駐車場他	深川市音江町字吉住15番地2		
26	菊丘コミュニティセンター駐車場他	深川市音江町字菊丘344番地		
27	音江広里交流館 エフパシオ駐車場他	深川市音江町字広里246番地1		
28	音江小学校グラウンド他	深川市音江町2丁目4番1号		
29	音江公民館駐車場	深川市音江町2丁目6番50号		
30	豊泉コミュニティセンター駐車場	深川市音江町広里1079番地		
31	ほっと館ふぁーむ駐車場	深川市音江町向陽100番地1		
32	稲田コミュニティセンター駐車場	深川市音江町稲田1764番地2		
33	多度志小学校グラウンド他	深川市多度志1160番地		
34	幌成コミュニティセンター駐車場他	深川市幌内160番地		
35	リフレッシュプラザ鷹泊駐車場他	深川市鷹泊530番地		

2 一時避難場所一覧表 (※位置図-別紙のとおり)

図面 番号	施設名	所 在 地	備	考
ア	温水プール ア・エール駐車場	深川市1条9番25号		
イ	西町児童公園	深川市西町14番		
ウ	緑町公園	深川市緑町2番		
工	文光町北公園	深川市文光町4番		
オ	文光町南公園	深川市文光町21番		
カ	開西町西公園	深川市開西町2丁目5番		
牛	開西町東公園	深川市開西町2丁目7番		
ク	大正緑道	(市街地内の各公園施設を連絡循環する緑道 全長約6.5キロメートル)		
ケ	子育て支援センター(新中央保育園 2階)	深川市6条11番1号		
コ	稲穂エステートタウン内公園	深川市稲穂町2丁目4番		
サ	新五月児童公園	深川市北光町2丁目2番		
シ	あけぼの児童公園	深川市あけぼの町3番		
ス	深川農村公園	深川市一已町字一已2400番地1		
セ	北新公民館駐車場他	深川市一已町字一已1935番地1		
ソ	緑が丘団地内公園	深川市音江町1丁目5番		·

避難所一覧表・位置図

1 指定避難所施設一覧表 (※位置図ー別紙のとおり)

No. 1

	何 <u>此</u> 姓無所他故一見衣 ()	※似直図一別紙のとわ	<i>71</i>			INO. 1
図面 番号	施設名	所 在 地	電話番号	想定避難地区	管理者	給 能力
1	菊水 コミュニティセンター	深川市 メム 6 号線本通り	22-3056	南区、南菊水	深川市	有
2	拓殖大学 北海道短期大学	深川市 メム10号線山1線	23-4111	北菊水、巴、北区 錦町、東町、新光町	学 長	有
3	深川中学校	深川市 文光町13番3号	23-3574	文光町、開西町、共栄 芽生	学校長	有
4	文西 コミュニティセンター	深川市 文光町16番37号	22-5090	(予備)	深川市	有
5	深川西高等学校	深川市 西町7番31号	23-2263	西町第一、西町第三	学校長	有
6	生きがい文化センター	深川市 西町3番15号	22-3555	北仲1·2丁目 3丁目、4丁目	深川市	無
7	深川小学校	深川市 西町23番18号	23-4195	西町第二、緑町東 緑町西、南1・2丁目	学校長	有
8	文化交流ホール み・らい	深川市 5条7番20号	23-0320	南5丁目、北5丁目 6・7丁目 北6・7丁目 本8・9丁目 花園、丸の内、旭町	深川市	無
9	経済センター	深川市 1条9番19号	22-3146	駅前、仲の町 北日の出、南日の出 大町、東大町	深川市	無
10	深川東高等学校	深川市 8条5番10号	23-3561	(予備)	学校長	有
11	三和 コミュニティセンター	深川市新光町 3丁目4番1号	23-4611	(予備)	深川市	有
12	一已小学校	深川市稲穂町 2丁目1番9号	23-4294	新五月、第2堺町 第3堺町、共進	学校長	有
13	一已公民館	深川市稲穂町 1丁目5番6号	22-2021	太子町、新町	深川市	有
14	一已中学校	深川市稲穂町 1丁目8番3号	22-3341	第1堺町、第1稲穂 稲穂、昇保、大師、鉄道	学校長	有
15	総合福祉センター	深川市 3条18番36号	26-2411	幸町	深川市	有
16	総合体育館	深川市 6条21番1号	22-1144	二十四孝、旭区 末広町	深川市	無
17	北新小学校	深川市 一已町西日向	23-3480	常盤、西日向、一北星 二北星、三北星 西北星、新星、中の沢 西共成	学校長	有
18	あけぼの コミュニティセンター	深川市あけぼの町 9番22号	22-3059	あけぼの町	深川市	有
19	拓殖大学北海道研修所 (旧深川農業高等学校)	深川市 一已町桜町	22-7330	東日向、桜町、桜坂 豊泉	学 長	有
20	新岩山会館	深川市 一已町新岩山	_	新岩山、東岩山、出雲	町 内 会 長	有
21	入志別 コミュニティセンター	深川市 一已町東一区	22-3048	東入志別、西入志別 東水源、南水源、北水源 石狩	深川市	有

						NO. Z
図面 番号	施設名	所 在 地	電話番号	想定避難地区	管理者	給 能
22	納内時計台プラザ	深川市納内町 3丁目1番1号	24-2111	1区、2区、3区 10区の4、時計台、12区	深川市	無
23	納内小学校	深川市納内町 2丁目13番11号	24-2602	4区、5区、6区の1 6区の2、7区 グリーンタウン 8区の1、8区の2 8区の3、9区 10区の1、10区の3	学校長	有
24	内園 コミュニティセンター	深川市音江町字 内園641番地	24-2740	内園第1、内園第2	深川市	有
25	吉住・更進 コミュニティセンター	深川市音江町字 吉住15番地2	29-2303	吉住、更進第1 更進第2	深川市	有
26	菊丘 コミュニティセンター	深川市音江町字 菊丘344番地	29-2353	菊丘	深川市	有
27	音江広里交流館 エフ パシオ(旧音江中学校)	深川市音江町字 広里246番地 1	34-6150	広里第2、広里第3A 広里第3B、広里第4A 広里第4B、広里第4C 広里第5A	深川市	有
28	音江小学校	深川市音江町 2丁目4番1号	25-1421	広里第1、広里第5B 音江第4	学校長	有
29	音江公民館	深川市音江町 2丁目6番50号	25-2003	音江第1、音江第3A 音江第3B	深川市	有
30	豊泉 コミュニティセンター	深川市音江町字 広里1079番地	25-1440	豊泉第1、豊泉第2 豊泉第3A、豊泉第3B	深川市	無
31	ほっと館ふぁーむ	深川市音江町字 向陽100番地1	25-2734	向陽第1、向陽第3 向陽第4	深川市	無
32	稲田 コミュニティセンター	深川市音江町字 稲田1764番地2	25-1743	稲田	深川市	有
33	多度志小学校	深川市 多度志1160番地	27-2005	多度志、中央、弥栄 川向、上多度志、湯内 北多度志、中多度志	学校長	有
34	幌成 コミュニティセンター	深川市 幌内160番地	28-2251	宇摩、ウッカ、幌成 幌内	深川市	有
35	リフレッシュプラザ 鷹泊	深川市 鷹泊530番地	28-2008	鷹泊	深川市	有
36	深川市立高等看護学校	深川市6条8番6号	22-8858	南5丁目、北5丁目 6・7丁目 北6・7丁目 本8・9丁目 花園、丸の内、旭町	深川市	無
37	深川市健康福祉センター「デ・アイ」	深川市2条17番3号	26-2228	(予備)	深川市	無

2 福祉避難所施設一覧表 (※位置図ー別紙のとおり)

図面番号	施設名	所 在 地	電話番号	地区
a	ケアハウス アニスティ深川	深川市2条4番3号	26-0051	深川
b	特別養護老人ホーム 永福園	深川市西町1番13号	22-4483	深川
С	ケアハウス えんれい草	深川市4条12番6号	26-1165	一已
d	グループホーム 忘れな草	深川市4条12番7号	26-2611	一已
е	軽費老人ホーム ひいらぎ荘	深川市北光町2丁目10番18号	22-5680	一已
f	障がい者支援施設 あかとき学園	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	納内
g	特別養護老人ホーム 清祥園	深川市納内町北3番97号	24-3911	納内
h	介護付有料老人ホーム こんにちわ金さん銀さん	深川市音江町1丁目3番13号	25-1234	音江
i	生活支援ハウス しらゆりの里	深川市多度志1188番地	27-2222	多度志

【指定避難所・ 避難場所 · 避難所(位置図) (11) 指定緊急避難場所】 1 菊水コミュニティセンター Ŏ. 2 拓殖大学北海道短期大学 3 深川中学校 13 r. 拓殖大学 北海道短期大学 4 文西コミュニティセンター (※) 5 深川西高等学校 6 生きがい文化センター ``;-**`**② 7 深川小学校 8 文化交流ポール み・らい 天理教〈〉 9 経済センター 10 深川東高等学校 11 三和コミュニティセンター 12 一已小学校 13 一已公民館(※) 14 一已中学校 15 総合福祉センター 16 総合体育館 17 北新小学校 18 あけぼのコミュニティセンター 19 拓殖大学北海道研修所 駐車場 (旧深川農業高等学校) 20 新岩山会館 総合体育館 21 入志別コミュニティセンター 0 22 納内時計台プザ (※) (16) 23 納内小学校 24 内園コミュニティセンター 0 25 吉住・更進コミュニティセンター 国空知森林管理署 10 北空知支署 10 深川小学校 26 菊丘コミュニティセンター 7 .49.3 27 音江広里交流館 エフパシオ (旧音江中学校) 28 音江小学校 29 音江公民館 30 豊泉コミュニティセンター 31 ほっと館ふぁ―む (20) 32 稲田コミュニティセンター 33 多度志小学校 34 幌成コミュニティセンター 35 リフレッシュプラザ鷹泊 80 9 36 深川市高等看護学院(※) 37 深川市健康福祉センター 「デ・アイ」(※) ※印指定緊急避難場所 から除く 【一時避難場所】 ア 温水プール ア・エール駐車場 イ 西町児童公園 ウ緑町公園 エ
文光町北公園 才 文光町南公園 力 開西町西公園 キ開西町東公園 (34) o ク 大正緑道 ケー子育て支援センター (新中央保育園2階) コ 稲穂エステートタウン 内公園 サ 新五月児童公園 **(25)** シ あけぼの児童公園 30 ス深川農村公園 セ 北新公民館駐車場他 ソ 緑が丘団地内公園 【福祉避難所】 (31) a アニスティ深川 b 永福園 c えんれい草 d 忘れな草 e ひいらぎ荘 f あかとき学園 g 清祥園 h こんにちわ金さん銀さん i しらゆりの里 多度志農場 -63-

給水資器材保有状況

資 器 材 名	数量	保 有 先	タンク能力	備考
給水タンク積載用小型トラック	1台	上下水道課	2 t	
給水タンク	1器	IJ	2 t	
ポリタンク	35個	II	200	
緊急用ポリ製水袋	350枚	II .	100	
給水コンテナ	2台	総務課	1 t	
消防タンク車	1台	深川消防署	2 t	生活用水用
<i>II</i>	1台	深川消防団第1・2分団	3 t	"
II	1台	〃 第5分団	2 t	IJ
水槽車	1台	深川消防署	10 t	

資料4-5

医薬品等調達先一覧表

調 達 先	所 在 地	電話番号	備考
㈱メディセオ 旭川支店	旭川市5条通20丁目右7号	0166-31-6121	
(㈱スズケン 滝川支店	滝川市空知町2丁目4番32号	0125-23-1191	
(株)ニチヤク	小樽市入船1丁目3番10号	0134-32-0509	
(株)ほくやく 空知支店	砂川市西3条北22丁目1番1号	0125-53-3121	
㈱モロオ 滝川営業所	滝川市流通団地2丁目3番1号	0125-24-6151	

火葬場及び埋葬場所の状況

1. 火葬場の状況

火葬場所	所 在 地	処理能力(1日)	電話番号
北空知葬斎場	深川市一已町字一已2502番地の15	12	22-3814

2. 埋葬場所の状況

2. 连绊场内仍从		
名 称	所 在 地	備 考
東墓地	深川市深川町字メム18番地	
西墓地	雨竜郡妹背牛町字メム523番地	
一已墓地	深川市一已町字一已2502番地の1	
中の沢墓地	深川市一已町字一已1281番地の8	
納内墓地	深川市納内町字納内570番地	
稲 田 墓 地	深川市音江町字稲田640番地	
音江墓地	深川市音江町字音江707番地	
内 園 墓 地	深川市音江町字内園423番地	
更進墓地	深川市音江町字更進642の2番地	
吉 住 墓 地	深川市音江町字吉住679番地	
菊 丘 墓 地	深川市音江町字菊丘212番地	
屯田墓地	深川市一巳町字一已569番地の1及び同番地の3	
多度志墓地	深川市多度志2690番地、2691番地	
湯 内 墓 地	深川市湯内240番地	
屈狩墓地	深川市宇摩180番地	
宇摩墓地	深川市宇摩770番地	
幌 内 墓 地	深川市幌内1470番地	
ウッカ墓地	深川市ウッカ110番地	
鷹泊墓地	深川市鷹泊790番地	
ヌップ墓地	深川市鷹泊1500番地、1501番地	

ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート認定基準

1. ヘリポート一覧

地	区	場所	所 在 地	大きさ(長さ・幅)
		拓殖大学北海道短期大学 サッカーラグビー場	深川市深川町字メム10号線山1線	164m×117m
深	Ш	石狩緑地公園 (一部)	〃 一已5丁目線地先	100m×40m
	, ,	深川消防署 西側駐車場	〃 8条10番20号	33. 5m×40m
		深川西管理ステーション	〃 深川町字メム5136番地1	$35\mathrm{m}\times35\mathrm{m}$
_	已	一已中学校グラウンド	〃 稲穂町1丁目8番3号	110m×74m
納	内	納内小学校グラウンド	〃 納内町3丁目11番5号	60m×140m
音	兴	吉住・更進コミュニティセンター 運動広場	〃 音江町吉住	100m×57m
	111	音江小学校グラウンド	〃 音江町広里246番地の1	75m×100m
多度志 多度志小学校グラウンド		多度志小学校グラウンド	〃 多度志2440番地	70m×115m

2. ヘリポート認定基準

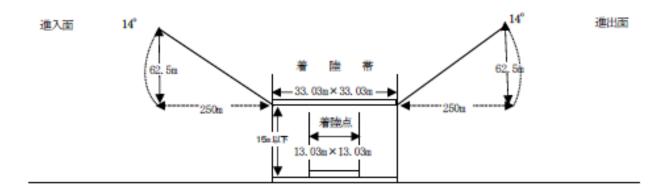
航空法に規定されるヘリポートの設定には、<u>防災対応基準・一般基準</u>の2つの基準があり、ドクターヘリのランデブーポイントには<u>防災対応基準以上</u>の条件が必要。

(1) 防災対応基準

- ・33.03m×33.03m以上の面積が必要。そのうち中心部の13.03m×13.03m四方にはドクターへリが接地するため、堅くて平坦な場所が必要。
- ・周囲には15m以上の高さの障害物(電柱、電線及び建物)がない事が必要。
- ・進入・進出する方向を二つ確保し、14度の勾配で250m先まで必要。

【参考】距離と障害物の高さは図1のとおり。

(図1)



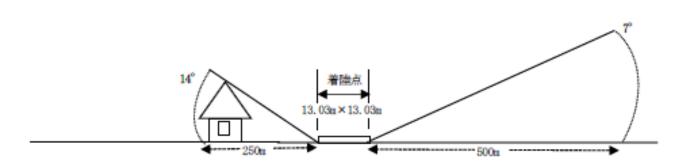
(2) 一般基準

- ・堅く平坦な場所で13.03m×13.03m以上の面積が必要。また着陸する場所の両側10m以内の勾配は平らで45度の勾配で障害物がないこと。
- ・進入面は勾配14度、進出面は勾配7度で500m先まで必要。 【参考】距離と障害物の高さは図2のとおり。

(図2)

進入面

進出面



(3) 共通事項

・出来るだけ土埃が無い場所を設定し、可能であれば散水をする。

深川市防災協定一覧表 (令和6年9月1日現在)

No. 1

番号	分野別	名 称	内容	協定締結	No. I 協定先
1	相互応援	災害時等における北海道及 び市町村相互の応援に関す る協定	災害、武力攻撃事態、緊急対処事態における食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、避難、救援、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣等、北海道及び市町村相互の応援に関する事項	平成20年 6月10日	北海道
2	相互応援	災害時における道北市長会 構成市相互の応援に関する 覚書	災害時における食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の受け入れ等、応急救援活動に関する事項	平成25年 4月8日	道北市長会構成市 (旭川市、稚内市、留 萌市、芦別市、紋別 市、士別市、名寄市、 富良野市)
3	相互応援	北空知1市4町災害時相互応 援協定	災害時における食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の受け入れ、各市町友好都市の応援等、応急救援活動に関する事項	平成25年 12月20日	北空知各市町 (妹背牛町、雨竜町、 秩父別町、北竜町、沼 田町)
4	物資 ・ 食料	災害時における機器の調達 に関する協定	災害応急対策及び復旧業務等に使用する、仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等の調達に関する事項	平成20年 5月16日	㈱カナモト深川営業 所
5	物資 ・ 食料	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	緊急時における自動販売機内在庫飲料 の無償提供及び地域情報・行政情報・災 害情報・気象情報等の提供に関する事項	平成23年 9月14日	北海道コカ・コーラ ボトリング (株)
6	物資 ・ 食料	防災備蓄品の保管及び災害 時における米穀の供給等に 関する協定	防災備蓄品の保管・管理、災害時の被災 者等の対する米穀の供給等に関する事 項	平成25年 4月8日	きたそらち農業協同組合
7	応急 復旧	深川市所管施設等の災害時 における応急対策等に関す る協定	深川市が所管する施設等の被害調査及 び災害応急対策、災害の早期復旧等の協 力に関する事項	平成19年 12月4日	深川建設業協会
8	応急 復旧	北海道地方における災害時 の応援に関する申合せ	土木施設被害等の拡大及び二次災害防 止に関する緊急対応等の協力に関する 事項	平成22年 5月27日	北海道開発局
9	生活 関連 施設	日本水道協会北海道地方支 部道北地区協議会災害時相 互応援に関する協定	地震、異常渇水等による水道災害における被災都市の速やかな給水能力の回復のための応援活動に関する事項 応急給水及び復旧作業、応急普及資材の 提供、工事業者の斡旋等	平成10年 12月 1 日	日本水道協会北海道 地方支部道北地区協 議会会員相互
10	生活 関連 施設	災害時における応急対策業 務に関する協定書	災害時における深川市所有公共建築物 の電気設備等の機能確保と回復、災害応 急対策活動等に関する事項	平成20年 1月21日	道北電気工事業協同 組合深川支部
11	生活 関連 施設	深川市所管施設等の災害時 における応急対策等に関す る協定	深川市所管施設等の水道設備に関する 被害調査及び応急対策、災害復旧等に関 する事項	平成20年 4月17日	深川水道設備業協会
12	生活 関連 施設	災害等の発生時にける深川 市と北海道エルピーガス災 害対策協議会の応急・復旧活 動の支援に関する協定書	災害等による被災場所へのLPガスの 供給及び施設の応急・復旧活動支援等に 関する事項	平成22年 8月3日	北海道エルピーガス 災害対策協議会

番号	分野別	名称	内容	協定締結	協定先
13	生活 関連 施設	災害時協力協定	災害時における避難所等の電力復旧及 び応急対策に関する事項	平成26年 5月28日	一般財団法人北海道電気保安協会
14	医療	北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の傷病者に対する応急措置等の 医療救護活動に関する事項	平成5年 9月1日	北空知各市町(妹背 牛町、雨竜町、秩父 別町、北竜町、沼田 町、幌加内町)と (社)深川医師会
15	その他	災害発生時における深川市 内郵便局と深川市の協力に 関する協定	郵便局所有車両の提供、災害時における 広報活動、避難者リスト等の相互提供、 北空知 I 市町 4 町への物資輸送等の郵 便局ネットワークを活用した協力応援 に関する事項等	平成27年 3月24日 令和4年 3月25日 (再協定)	深川市内郵便局
16	その他	防災情報の共有に係る協定	北海道開発局が所有する河川、道路等の 防災情報の共有に関する事項	平成20年 12月25日	北海道開発局
17	避難所	災害発生時における福祉避 難所設置運営に関する協定	福祉避難所を設置する際の開設及び運営に関する事項	平成27年 3月2日	市内11福祉施設
18	総合	災害時における物資の提供 等に関する協定	食料、日用品、医薬品、災害時の資機材、 石油燃料の優先提供の他、物資の輸送や 給油所における外国人や観光客を含む 帰宅困難者に対する災害対応などに関 する事項	平成27年 3月25日	北空知広域圏(妹背 牛町、秩父別町、北竜 町、沼田町)と 北空知管内15事業所
19	応急 復旧	災害時応急危険度判定活動 連携協定	地震災害時における建築物の応急危険 度判定活動の協力や応急危険度判定コ ーディネーターの派遣等	平成29年 8月31日	(一社) 北海道建築 士会北空知支部
20	物資 • 食料	災害時の物資供給及び店舗 営業の継続又は早期再開に 関する協定書	被災住民等を救助するための物資の調 達及び供給、並びにセブン-イレブン店 舗の営業継続又は早期営業再開に係る 協力	平成29年 10月3日	(株)セブン-イレブン・ ジャパン
21	その他	災害時における地図製品等 の供給等に関する協定書	災害時の地図製品等の供給及び利用等	平成31年 4月17日	㈱ゼンリン
22	その他	災害に係る情報発信等に関 する協定	災害時に市のホームページへのアクセス負荷の軽減を目的として、ホームページのキャッシュサイトをヤフーのサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する	令和元年 10月1日	ヤフ一(株)
23	物資 ・ 食料	健康増進に関する包括連携 協定書	緊急時における自動販売機内在庫飲料 の提供及び災害時に必要な物資の提供	令和2年 1月24日	大塚製薬㈱
24	物資 ・ 食料等	災害時における支援協力に 関する協定	災害時に必要な物資の提供、駐車場を一 時避難場所として提供	令和3年 8月13日	イオン北海道㈱
25	応急 復旧	大規模災害時における相互 協力に関する基本協定	大規模災害等が発生又は発生の恐れが ある場合、相互に協力し迅速かつ、的確 に対応することにより、住民生活の早期 安定を図る協力	令和4年 2月15日	北海道電力(株)/北 海道電力ネットワー ク(株)

番号	分野別	名 称	内容	協定締結	協 定 先
26	物資 ・ 食料等	災害時における物資供給に 関する協定書	災害が発生又は発生するおそれがある 場合、相互に協力して、物資を迅速かつ 円滑に被災地へ供給することに関する 事項	令和4年 11月30日	NPO法人コメリ災害 対策センター
27	避難所	災害時での施設利用の協力 に関する協定書	災害時等に施設駐車場の一部を避難場 所として提供及びトイレ等可能な範囲 で提供、また食料、飲料等を提供	令和5年 2月15日	株式会社ダイナム
28	応急 復旧	災害時における応急仮設住 宅(移動式木造住宅)の建設 に関する協定書	災害時における応急仮設住宅の建設に 関する事項	令和5年 5月22日	一般社団法人 日本ムービングハウ ス協会
29	その他	災害時における「道の駅 ラ イスランドふかがわ」の防災 拠点化に関する協定書	災害時における「道の駅 ライスランド ふかがわ」の防災拠点としての利用	令和5年 12月22日	国土交通省北海道開発局
30	物資 ・ 食料等	災害時における応急生活物 資の供給等に関する協定書	災害時における応急生活物資の供給等 に関する事項	令和6年 8月22日	株式会社セコマ

北海道防災協定一覧表 (令和6年9月1日現在)

No. 1

	1		·			IVO. 1
番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道 担当部	備考
1	新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社(22社)	昭和36年		
2-1	1150	災害時における放送要請に関する協定 立	道内放送各社(9社)	昭和40年 5月20日	総務部	
2-2	放送	災害時における放送要請に関する協定	(一社) 日本コミュニティ放送 協会北海道地区協議会	平成28年 12月8日	IJ	
3-1		災害救助法に基づく救助又はその応援に 関する委託協定	日本赤十字社北海道支部	昭和34年 9月1日	保健福祉部	
3-2		災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 北海道医師会	昭和62年 12月22日	JJ	
3-3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	平成9年 4月14日	"	
3-4		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	㈱スズケン愛生舘営業部	平成13年 4月~	"	
3-5		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	株はくやく	平成13年 4月~	"	
3-6		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	㈱モロオ	平成13年 4月~	II	
3-7		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	株竹山	平成13年 4月~	II	
3-8		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	梯ムトウ	平成13年 4月~	II	
3-9		災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 北海道薬剤師会	平成14年 2月28日	II	
3-10		北海道DMATの派遣に関する協定書	北海道DMAT指定医療機関 (34機関)	平成19年 9月12日	II	
3-11	医療		社会福祉法人北海道社会福祉協 議会	平成23年 9月5日	IJ	
3-12	福祉	災害時における医療用ガス等の供給に関 する協定書	(一社) 日本産業・医療ガス協会	平成24年 9月7日	IJ	
3-13	医薬	災害時の看護職医療救護活動に関する協 定書	(公社)北海道看護協会	平成24年 12月28日	II	
3-14		災害時における医薬品等の供給に関する 協定	北海道医薬品卸売業協会	平成25年 3月29日	II	
3-15		災害時における医療機器等の供給に関す る協定	北海道医療機器販売業協会	平成25年 3月29日	IJ	
3-16		災害時における柔道整復師の救護活動に 関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	平成26年 5月16日	IJ	
		才 扫 云	北海道老人福祉施設協議会、(一社) 北海道老人保健施設協議会、 北海道身体障害者福祉施設協議 会、(一社) 北海道知的障がい福 祉協会	平成26年 11月 5 日	n	
3-17		援協定 ネスト	北海道救護施設協議会、北海道児 童施設協議会、北海道精神障害者 社会福祉事業協議会、(公社) 日 本認知症グループホーム協会北 海道支部、(一社) 北海道認知症 グループホーム協会、北海道母子 生活支援施設協議会	平成27年 3月31日	IJ	
3-18		災害発生時等における宿泊施設の活用に 関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業 組合	平成29年 1月27日	"	

						No. 2
番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道 担当部	備考
3-19		航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運 営に関する協定	航空自衛隊千歳基地ほか11団体 (機関)	平成31年 3月28日	11	
3-20	医療 ・ 福祉 ・ 医薬	議 会 上海道災害派遣福祉チームの派遣に関す お協定 こ は 会 は は は は は は は は は は は は は る は る は る	比海道ホームへルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会 比海道支部、北海道認知症グループホーム協会、 と海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会	令和3年 3月30日	n	
		援		令和3年 12月8日	"	
4-1		災害時における応急生活物資供給等に関 する基本協定	比海道生活協同組合連合会	平成17年 11月22日	環境生活部	
4-2		災害時における飲料の供給等防災に関す る協力協定	比海道コカ・コーラボトリング(株)	平成18年 12月22日	総務部	
4-3		災害時における物資の供給等防災に関す る協力協定	料セイコーマート	平成18年 12月22日	IJ	平成20年 1月15日 包括連携協 定締結
4-4		災害時における物資の供給に関する協定 書	料ローソン	平成20年 2月21日	"	包括連携 に併せて
4-5		災害時における物資の供給に関する協定 書	粉セブンーイレブン・ジャパン	平成20年 7月24日	"	"
4-6		災害時における物資の供給に関する協定 書	料イトーヨーカ堂	平成20年 7月24日	"	"
4-7	食料	災害時における飲料の供給等防災に関す る協定	サントリーフーズ(桝)	平成20年 12月18日	IJ	
4-8	飲料	災害時における物資の供給等防災に関す る協力協定	イオン北海道㈱	平成22年 1月20日	"	帰宅者支援 含む
4-9	生活 物資	災害時における物資の供給等防災に関す る協力協定	CMホーマック(株)	平成23年 3月23日	"	帰宅者支援 含む
4-10	の 供給等	災害時並びに日常の防災活動に関する支 援及び協力協定	日糧製パン(株)	平成24年 3月27日	"	帰宅者支援 含む
4-11		第三時になける吻合(/) 無絵に関する故元	料北海道ファミリーマート、㈱ファミリーマート	平成25年 11月22日	IJ	
4-12		災害時における物資の供給に関する協定N		平成26年 11月21日	IJ	
4-13		災害時における物資の供給に関する協定 #	コストコホールセールジャパン 制	平成28年 6月20日	IJ	
4-14		災害時における段ボール製品の調達に関 する協定	東日本段ボール工業組合	平成29年 3月10日		
4-15		災害時等における各種コンテナ製品等の 供給に関する協定	令和2年 4月6日			
4-16		災宝時等における段ボール制品の調達等	合同容器㈱	令和2年 4月6日	"	
4-17		災宝時における物容の供給等に関する協	料ファーストリテイリン グ	令和4年 3月31日	"	

						100. 5
番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道 担当部	備考
4-18	食料	災害時における物資の供給等に関する協 定	㈱ニトリホールディングス	令和4年 8月26日	総務部	
4-19	飲料 ・ 生活 物質 の 供給等	災害時等における資機材のレンタルに関 する協定	(一社)日本建設機械レンタル協 会北海道支部	令和5年 3月28日	11	
5-1		災害時における災害救助犬の出動に関す る協定	NPO法人日本レスキュー協会	平成20年 4月16日	"	
5-2		災害時における隊友会の協力に関する協 定	(公社)隊友会北海道隊友会連合 会	平成21年 6月26日	IJ	
5-3		災害時における動物愛護等に関する協定	動物愛護関係の団体: (公社) 北海道獣医師会、(公社) 日本愛玩動物協会	平成24年 12月21日	環境生活部	
5-4		災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地 区協議会	平成25年 1月23日	総務部	
5-5		災害時における交通誘導業務等に関する 協定	(一社) 北海道警備業協会	平成10年 12月18日	IJ	
5–6		災害時における応急対策業務に関する協 定	(一社) 北海道建設業協会	平成25年 3月25日	IJ	
5-7		建設管理部所管公共土木施設の災害時等 における協力体制に関する協定	(一社) 北海道道路標示・標識業協会	平成25年 4月1日	建設部	
5-8		災害時等の緊急時における業務連携に関 する協定	(地独)北海道立総合研究機構	平成22年 4月1日	総務部	
5–9		大規模災害発生時における災害廃棄物の 処理等の協力に関する協定	(公社) 北海道産業資源循環協会	平成23年 4月19日	環境生活部	
5-10	救助	災害時における協力体制に関する基本協 定	(一社) 北海道測量設計業協会	平成24年 10月31日	建設部	
5-11	・救援等	災害時における協力体制に関する基本協 定	(一社) 北海道地質調査業協会	平成27年 1月28日	"	
5-12	支援	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸㈱(各主管支店)	平成27年 9月	水産林務部	各(総合)振 興局におい て締結
5-13		災害時における協力体制に関する協定	(一社) 北海道土木コンクリート ブロック協会	平成29年 1月27日	総務部	
5-14		災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大 学	平成29年 12月20日	IJ	
5-15		災害時における協力体制に関する基本協 定	北海道維持管理業務連絡協議会	平成30年 3月22日	建設部	
5-16		災害時における下水道管路施設の復旧支 援協力に関する協定	(公社) 日本下水道管路管理業協 会	平成30年 3月23日	II	
5-17		災害時における下水道施設の技術支援協 力に関する協定	ント協会北海道支部	平成30年 3月23日	"	
5-18		災害時にける協力体制に関する基本協定	(一社) 日本砕石協会 (一社) 日本砂利協会	平成31年 1月25日	IJ	
5-19		災害時における協力体制に関する基本協 定	(一社) プレストレスト・コンク リート建設業協会北海道支部	平成31年 3月26日	IJ	
5-20		公共土木施設災害復旧事業支援に関する 協定	(一財) 北海道建設技術センター	平成28年 9月7日	IJ	
5-21		北海道とAUTHENTIC JAPAN株式会社との 消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN(株)	令和2年 4月9日	総務部	
5-22		循環型地域社会の形成に関する協定	太平洋セメント㈱、北斗市	令和2年 12月24日	環境生活部	

番号	分野別	 協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道	備 考
5-23	.b/.m1	災害時等における解体・撤去等に関する) (一社) 北海道解体工事業協会	令和3年	担当部総務部	
5-24	救助 ・ 救援等 の	協定 大規模災害発生時における災害廃棄物の 処置等の協力に関する協定	(公社) 北海道浄化槽協会 (一社) 北海道環境保全協会 北海道環境整備事業協同組合	3月29日 令和3年 4月26日	環境生活部	
5-25	支援	災害時等における車両等の排除業務に関 する協定		令和5年 3月13日	総務部	
6-1	葬祭	災害時における葬祭用品の供給に関する 協定	北海道葬祭業協同組合	平成14年 3月29日	総務部	
6-2	0	災害時における葬祭用品の供給に関する 劦定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成17年 11月1日	IJ	
6-3	支援	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社) 全国霊柩自動車協会	平成18年 6月23日	II	
7-1		災害時における応急仮設住宅の建設に関 する協定	(仕)プレハフ建築協会	平成8年 11月1日	建設部	
7-2	住宅	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関 する協定	会	平成23年 5月2日	総務部	
7-3	任七のの	災害時における民間賃貸住宅の提供に関 する協定	連合会	平成24年 3月27日	"	
7-4	支援	災害時における住宅の早期復興に向けた 協力に関する協定	(独法)住宅金融文援機構	平成27年 2月23日	建設部	
7–5		災害時における応急仮設木造住宅の建設 こ関する協定	(一柱)全国不适建設事業協会	平成29年 10月20日	"	
7–6		災害時における応急仮設住宅の建設に関 する協定	(一社)日本ムービングハウス協 会	令和4年 11月22日	危機対策課	
8-1		災害時における帰宅者支援に関する協定	佛·壱番屋	平成20年 12月17日	総務部	
8-2		災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱セブンイレブン・ジャパン	平成20年 12月17日	"	
8-3		災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱北海道ファミリーマート	平成20年 12月17日	"	
8-4		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	平成20年 12月17日	"	
8-5		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	平成20年 12月17日	"	
8-6		災害時における帰宅者支援に関する協定		平成24年 11月1日	"	
_		災害時における物資の供給等防災に関す る協力協定	州セコマ	平成18年 12月22日	"	(再掲)
_		災害時における物資の供給等防災に関す る協力協定	イオン北海迫㈱	平成22年 1月20日	"	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関す る協力協定	ホーマック(株)	平成23年 3月23日	"	(再掲)
_		災害時における石油類燃料の供給等に関 する協定	北海道石油業筋向組合連合会	平成23年 12月26日	経済部	(再掲)
-		災害時並びに日常の防災活動に関する支 爰及び協力協定(帰宅者支援)	日種製パン(株)	平成24年 3月27日	総務部	(再掲)
9-1	輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の 緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トフック協会	平成23年 10月17日	"	
9-2	+ 押ルム	災害時における緊急・救援輸送等に関す る協定	北海道旅各各船筋会	平成24年 3月27日	"	
9-3	保管	災害時における輸送車両提供の協力に関 する協定	会	平成25年 3月25日	"	
9–4		災害時における航空機による緊急輸送業 客の協力に関する協定	全日本空輸㈱	平成25年 3月29日	"	

番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道 担当部	備考
9-5		災害時における航空機による緊急輸送業 務の協力に関する協定	日本航空㈱・㈱ジェイエア	平成25年 3月25日	総務部	
9-6		災害時等における船舶による輸送等に関 する協定	日本内航海運組合総連合会	平成25年 9月27日	"	
9-7		災害時における航空機による緊急輸送業 務の協力に関する協定	(株)AIRDO	平成26年 1月29日	IJ	
9–8		災害時における物資の保管等に関する協 定	苫小牧地区倉庫協会	平成29年 7月24日	IJ	
9–9		災害時における物資の保管等に関する協 定	小樽倉庫協会	平成30年 3月19日	"	
9-10		災害時における物資の保管等に関する協 定	札幌倉庫協会	平成30年 3月28日	IJ	
9-11	本マッカ	災害時における物資の保管等に関する協 定	道北倉庫協会	平成30年 3月28日	IJ	
9-12	輸送 ・ 保管	災害時における物資の保管等に関する協 定	室蘭地区倉庫協会	平成30年 3月28日	IJ	
9-13		災害時における港湾荷役の支援等に関す る協定	北海道港運協会	平成30年 5月2日	IJ	
9-14		疋	函館倉庫協会	平成30年 5月2日	IJ	
9-15		災害時等における緊急輸送等に関する協 定	(一社) 北海道ハイヤー協会	平成30年 12月18日	IJ	
9-16		災害時における物資の保管等に関する協 定	道東倉庫協会	平成31年 3月29日	IJ	
9-17		災害時における物資の保管等に関する協 定	北見地区倉庫協会	平成31年 3月29日	IJ	
9-18			道内三菱自動車販売会社11社、三 菱自動車工業㈱	令和2年 10月28日	IJ	
9-19		災害時における物資の保管等に関する協 定	帯広地区倉庫協会	令和5年 1月10日	"	
10-1		9 る 筋足	北海道石油業協同組合連合会	平成23年 12月26日	"	
10-2		青工業務に関する脇正	北海道行政書士会	平成26年 1月29日	"	
10-3		災害等による水道施設被害に係る相互応 援に関する覚書	(公社) 日本水道協会北海道地方 支部	平成17年 4月8日	環境生活部	
10-4		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成27年 3月13日	総務部	
10-5		災害時における相談業務の応援に関する 協定	士業7団体(弁護士、公認会計士、 司法書士、不動産鑑定士、土地家 屋調査士、税理士、行政書士)	平成29年 6月2日	IJ	
10-6	その他	災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業㈱	平成29年 8月23日	水産林務部	
10-7		大規模災害発生時における相互協力に関 する協定	北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク	令和3年 8月31日	総務部	
10-8		大規模災害発生時における相互協力に関 する協定	東日本電信電話㈱北海道事業部	令和3年 8月31日	"	
10-9		災害時の外国人支援に関する協定	(公社) 北海道国際交流・協力総 合センター	令和4年 7月1日	総合政策部	
10-10		災害派遣時の航空機の活動拠点としての 道東空港使用に関する協定	北海道エアポート株式会社女満 別空港事業所、陸上自衛隊北部方 面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航 空自衛隊北部航空方面隊	令和5年 3月29日	総務部	

番号	分野別	協	定	の	名	称	協	定	Ø	相手	先	協定締結	北海道 担当部	備考
11-1		全国都道府援に関する		おけるタ	災害時等	等の広域応	全国都	道府』	Ŗ			平成8年 7月18日	総務部	平成30年 11月9日 改正
11-2		大規模災害応援に関す			道・東北	8道県相互	北海道	、東	比8道	県		平成7年 10月31日	IJ	平成26年 10月21日 改正
11-3	ノーナム	災害時等にの応援等に			道及び市	市时村相互	道及び	全道1	79市	町村		平成9年 11月5日	IJ.	平成27年 3月31日 改正
11-4	行政 機関	大規模災害	詩時の 連	携に依	系る協定	₹	陸上自衛隊北部方面隊					平成24年 6月7日	"	
11-5		災害時の応	対後に関	する物	協定		財務相 町村	北海	首財務	务局、全	道179市	平成26年 3月28日	"	
11-6		北海道にお する協定	正協力に関	北海道	開発	司、木	L幌市		平成28年 12月9日	建設部				
11-7		大規模災害 北部方面隊					陸上自	衛隊	上部大	面隊		平成28年 3月17日	総務部	
11-8		災害派遣活用等に関す			ての道式	立公園の使	陸上自	衛隊	上部才	一 方面隊		令和4年 3月10日	"	

深川市防災会議条例

昭和38年7月24日 条 例 第65号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、深川市防災 会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 深川市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
 - (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査 審議すること。
 - (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

- 第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の部隊の長
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会教育長
 - (7) 深川地区消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 深川地区消防組合の消防団長のうちから市長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (11)その他市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。

(議事等)

第4条 防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年6月11日条例第19号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月10日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月21日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月25日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第37号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 深川市水防協議会条例(平成元年深川市条例第26号)は、廃止する。 附 則(平成25年3月22日条例第6号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

深川市防災会議運営規程

昭和39年4月 14日 防災会議規程第1号

(趣旨)

第1条 深川市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、災害対策基本法(昭和36年法律第 223号)災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)及び深川市防災会議条例(昭和38年深川市条例第 65号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という)に事故があるときは、防災会議委員(以下「委員」という)である深川市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

- 第3条 防災会議は、会長が招集する。
- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、簡易なものについては、会長が定める。

附 則(平成19年3月6日防災会議規程第1号) この規程は、平成19年4月1日から施行する。

深川市災害対策本部条例

昭和38年7月24日 条 例 第66号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき深川市災害対策本部(以下「本部」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長等の職務)

- 第2条 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、事務に従事する。

(部の設置)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- 2 部の数及びその名称は、本部長が定める。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

「市民防災の日」推進要綱

1 趣旨

市民ひとりひとりが日常生活のあらゆる面において、地震、火災、風水害などの万一の災害に備えて日頃の「心構え」や「身辺」をもう一度点検するなど正しい防災知識をもち災害の予防や応急措置について認識を深め、これを習慣化する気運を高めるため「市民防災の日」を創設する。

2 期 日

毎年8月1日とする。

3 推進の方法

防災知識の普及推進は次の方法により行う。

- (1) 広報紙、新聞等による広報
- (2) 広報車の巡回
- (3) サイレンの吹鳴
- (4) 避難訓練、救出訓練等の実施
- (5) 防災設備、資器材の点検整備
- (6) その他普及推進に必要な事項の実施

昭和51年 3月30日 深川市防災会議決定

課長			係長			主査	:		係	
				気	象 -	予警	報	等 受 理	票	
午 前 年 午 後	月	日		電無		時	5	À	連絡	
発信	者							受信者		
予警の種								発表時刻	午前時後	分
受										
理										
事										
項										
処										
理										
て										
ん										
末										

			災	害	情	報						
報	告 時 限	月	日	時現在	発	受信	日時		月	日	時	分
発	信機関				受	信	機関					
発信	言担 当 者				受	信担	当者					
発	生場所											
発	生 日 時	月	日時	分	災	害の	原因					
気象等の状況	雨河湖位 波 高 速 他							·				
交通・通信・水道等の状況	道 鉄 電 水 (飲料水 気 そ の 他											
	(1) 災害対策 本部の設置	月	目	時	分	シション	: 置					
応急措置の状況	(2) 災害救助法適 用 の 状 況	(救助実施		被害棟数	;)	(9)	災世帯)		(b <u>\$</u>	《人員》		

			区 分	地	区 名	避難	場所	人	員	時	間
	(3) 避 難	の	避難指示								
	状	況	避難勧告								
応			自主避難								
急	(4)										
	自衛隊派要 請	\mathcal{O}									
措	状	況									
置											
0	(5) そ の	他									
状	措置状	他の況									
況											
			(ア) 出 市 E	動 人	 員 目	 名	(イ) 主	な活動状	況		
	(6)	laka	消	防 職 防 団	員	名 名					
	応 急 対出 動 人			他 (住民)		名 名					
			(今後の見	通し等)							
そ	Ø	他									
().) (100			1場合は 滴		the lab a law of						

⁽注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告(速報 中間 最終)

放音 扒										Т	1月 取水7			月	日	眻	現在
	55.	(害発生日時			月	日	時	分			災害の原因						
	55.	《害発生場所															
発		機関名							受		機関名						
		職・氏名									職・氏名						
信		発信日時			月	日	時	分	信		受信日時			月	日	時	分
		項目		件数等			(千円)				項目		件数等	被害			
		死 者	人	1130.11	_		の氏名、				河川	斷	1130.1	1/41	шинж	(11.	•/
(I)		行方不明	人		_		、原因				海岸	斷					
①人的被害		重傷	人				で報告	۵۰,		٠	砂防設備	斷					
襚		<u> </u>	人		1113/	∟ ,	CTKL			道	地すべり	断					
吾			八		_					I.							
		計	4de		1					事	急傾斜地	斷					
		A 14	棟								道路	斷		1			
		全 壊	世帯		-						橋梁	斷					
			人								小計	斷					
			棟		<u> </u>				⑤土木被害	恵	河川	斷		1			
		半 壊	世帯						木被	町村	道路	斷					
			人						喾	市町村工事	橋梁	斷					
			棟							#		斷					
2		一部破損	世帯								港湾	斷					
上蒙			人								漁港	斷					
②住家被害		t									下水道	斷					
古		床上浸水								公 園		斷					
		人									崖くずれ	斷					
												斷					
		床下浸水									計	斷					
			人								沈没流失	隻					
			棟							漁船	破 損	隻					
		計	世帯							/	計	隻					
			人						(B)		漁港施設	箇所					
		公共建物	棟						⑥水産被害		共同利用施設	箇所					
②	全壊	その他	棟						<u>座</u>		その他施設	斷					
涯		公共建物	棟						害		漁具(網)	件					
景	半壊	その他	棟								水産製品	件					
③非住家被害		公共建物	棟								その他	件					
	計	その他									 計	11+					
		_ 洗・埋等	棟 ha								林地	斷					
			ha	1	1					道		_					
	農地	浸透水	ha	-							治山施設	節所					
		畑 流鉄・埋鉄	ha	-						有	林道	斷					
	pt. //	浸水	ha	-	1					TT	林産物	斷					
	農作	田	ha	-	1				(7)	林	その他	斷					
④農業被害	物	畑	ha						⑦林業被害		小計	斷					
業被		農業用施設	箇所						禿被	_	林地	斷					
讆		:同利用施設	箇所	1					害	般	治山施設	箇所					
		営農施設	斷		<u> </u>					民	林道	斷					
		畜産被害	斷							有	林産物	斷					
		その他	斷							林	その他	斷					
											小 計	斷					
L		計									計	<u>L</u>	<u></u>	<u> </u>			

		項目		件数等	被害金額(千円)	項目 件数等 被害金額(千日					
		水 道	箇所			①社会	会教育施	設被害	箇所		
®	病	公 立	斷			12社	会福	公 立	箇所		
衝	病院	個 人	斷所			祉施	設等	法 人	箇所		
8衛生被害	풺	一般廃棄物処理	斷			被害		計	箇所		
害	艫	し尿処理	斷所					鉄道不通	箇所		_
		火葬場	箇所					鉄道施設	斷		
		計					被害	俗舶(漁船除く)	隻		
(9)		商業	件				空 港		斷		
⑨商工被害		工業	件			13		水 道	戸		_
被		その他	件			I3 その他		電 話	回線		_
害		計	件			他		電 気	戸		_
		小学校	箇所			ガス			戸		_
10/2	立立	中学校	箇所				ブロック塀等				_
文教	施	高 校	箇所					都市施設	箇所		
設被	設被害 その他文教施設					計				_	
		計	箇所					被害総	額		
1	公共施設被害市町村数					1.70		建物	件		
	り災世帯数					火災		危険物	件		
	り災者数					発生	-	その他	件		
	消防職	員出動延人数	人			1	消防団島	員出動延人数	人		
		道 (支庁)									
/// -											
	対策	市町村名			名				設	置日時	廃止日時
	の設									· ·	
置状	况										
									•		•
災害	救助										
	I 用市										
町村											
補足	資料(※別葉で報告)									
0	災害発	生場所									
		生年月日									
		種類概況									
0	人的被	害(個人別の氏名、	性別、	年齢、住所	、職業、被災場所、原因	団) →個	人情報につき	取扱 注意			
	広刍勃	等の出況									

- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況 ほか

被害状况判定基準

紺	害 区	分	
1)/X),j	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができな
(I)	死	者	いが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
①人的被害	行 方	不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
悠害	重傷	者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷	者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	住	家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの。)を問わず全てを住家とする。
	世	帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
②住家被害	全	壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半	壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部	破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被	害区分	判
②住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
() 害	床下浸水	び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業 用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
	農地	(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
④農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間 (24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間 (24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
(5)	その他 河川	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
5土木被害	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
古	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される

被	害 区 分	判
	地すべり	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要と
	防止施設	する程度の被害をいう。
	72 72 75	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地 崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
	崩壊防止施設	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊
	道路	が、復旧工事を要する程度の被害をいう。
⑤土木被害		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
末		道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成
変	橋梁	する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を 要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	
		都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽、い
	公 園	けがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたも
		\mathcal{O}_{\circ}
		動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。
	漁船	(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として 取り扱う。
		(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
⑥水産被害	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
産		水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用
整	共同利用施設	に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、
音		給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。
	漁具(網)水産製品	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 加工品、その他の製品をいう。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
(7)	治山施設	既設の治山施設等をいう。
林	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
⑦林業被害	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
害	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をい
		j.
(8)	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設を
⑧衛生被害		いう。
王 被	病 院 清 掃 施 設	病院、診療所、助産所等をいう。 ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
警	火 葬 場	大葬場をいう。
	ノヘ 弁 物	/ \プナツ/// C ヾ ゚ 丿 o

被	害 区 分	判	断	基	準
9 商工	商業	商品、原材料等をいう。			
被害	工業	工場等の原材料、製品、	生産機械器具	等をいう。	
⑩公立	工文教施設被害	公立の小、中、高校、中 等をいう。 (私学関係はそ			学校、養護学校、幼稚園
11)社会	令教育施設被害	図書館、公民館、博物館	官、文化会館等	の施設。	
迎社会 害	会福祉施設等被	老人福祉施設、身体障害福祉施設、生活保護施設、			児) 福祉施設、児童母子 比会復帰施設等をいう。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不	「能となった程	度の被害をいう。	
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設	设の被害をいう。)	
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運 及び流出し、所在が不明と 害をいう。			、航行不能となったもの ば航行できない程度の被
(19)	空港	空港整備法第2条第1項	頁第3号の規定	による空港をいう。	
(13) そ の	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断力	kしている戸数	のうち、ピーク時の)戸数をいう。
Ď	電話(回線数)	災害により通話不能とな	よった電話の回	線数をいう。	
他	電気 (戸数)	災害により停電した戸数	めのうち、ピー	ク時の停電戸数をレ	いう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易プ 戸数をいう。	ガス事業で供給	停止となっているア	三数のうち、ピーク時の
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又に	は石塀の箇所数	をいう。	
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう			
		上記の項目以外のもので	で特に報告を要	すると思われるもの) _o

水防活動実施報告書

自 年 月 至 年 月

							r	- 1)	-	土 サ	<u> </u>	^力
		水	坊活動	使	用資材	力	左の : 使	うち王要覧 用	資材 2 5 7 団 体			
区	分	<u> </u>							回 用 資 材		備	考
),	団体数	活動	主 要		計	団体数	主要	その他		VHI	77
		数	延人数	資 材	資 材	н	数	資 材	資材	計		
支	庁 分		人	円	円	円						
前	回迄											
	月分											
	月分											
	7173											
	月分											
小	計											
累	計							円	円	円		
水	防管理											
団	体 分											
前	回 迄											
	月分	()										
	月分	()										
	月分	()										
小	計							<u>r </u>				
累	計							円	円	円		

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管 理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」 欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石及び土砂の使用類を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材25万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入する こと。

救助の種目別物資受払状況

深川市

								深川	1111
救助の種目別	年月日	品目	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備	考
避難所用									
炊出しその他による 食品供与用									
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材									
被服・寝具等									
医薬品衛生材料									
被災者救出用機械器具燃料									
燃料及び消耗品									
計									

- 1 「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 物資等において、北海道よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の数及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 「備考」欄には、払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

避難所設置及び収容状況

深川市

									100.11	<u>. </u>
避難所の名称	種	別	開設期間	実人員	延人員		用状況	実支出額	備	考
<u> </u>	135	73.3	N11HVVA11H1			品名	数量	八人山根	νпэ	. J
			月 日							
			~ 月 日							
			既 存 施 設							
			mz & /□ ≛n.							
			野外仮設							
			天 幕							
計										

- 1 「種別」欄には、既存施設、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

【避難所における各種様式】

避難所受付簿

	年	月	Ħ	受 付 分	· ·		関係				
避難別	格						町内会名				
避難者	合計	人	Þ	为訳 大人	人 高校	交生以下 人 要支援者 人					
亚. 口	1	111.# * -\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\		111. 111. 1 */-	1.1			-	₩+=¬++		
番号		世帯主氏名		世帯人数	大人		高校生以下	`	特記事項		
								_			
								_			
				1							

避難者カード

										(注	E意)	世帯	25	こ作成
/10/4##1	に 力					受	付日時		年	月	E	1	時	分
避難別	吓 名					担	当職員							
住	所					町	内会名							
	氏	名	続柄	性別	年謝	冷	入所日	1	退所日	特記事項				
離散家游	矣 (今	後、避難所に合流	の見込まれ	れる家族)									
	氏	名	続柄	性別	年謝	冷	入所目]	退所日		特	記事	項	
備考(消息等	等)												

避難者名簿

避難所名		No.	
------	--	-----	--

No.	避難	期間	氏	名	性別	世帯主と の続柄	現	住	所	数家族氏 (続柄)	事後消息	備考
		日から 日まで										

- (注1) 「離散家族氏名 (続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
- (注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。
- (注3) 「備考」欄には、市民以外の者の所用(業務、旅行他)等を記入すること

避 難 所 状 況 報 告 書

報告日時	年	月	日	時	分現	庄	受	信日時	年	月	日	時	分
避難所名							報行	告者氏名					
避難者	皆総数	男性			人	女	性		人	合計			人
被保護者		幼児	,	人一小	学生		人	中学生	人	合計			人
高齢者(65病		男性		人		女	性		人	合計			人
身体障害者	男性			人	女	性		人	合計			人	
外国人	男性			人	女	性		人	合計			人	
傷病者		重傷			人	軽	症		人	合計			人
ボランティア		団体			人		般		人	合計			人
避難所職員		男性			人	女	性		人	合計			人
学校または施設職員		男性			人	女	性		人	合計			人
必要物品()	品名・数量・	規格等)											
その他、特	記すべき事項												

避難所運営記録

年 月 日() 時現在 記録者氏名

避難者総数	男性	人	女性	人	合計	人
避難すべき避難者						
ボランティア	団体	人	一般	人	合計	人
避難所職員	男性	人	女性	人	合計	人
学校または施設職員	男性	人	女性	人	合計	人
食糧配給状況	朝食	人	昼食	人	夕食	人
物資配給状況避難所の状況記録						

物資・食糧管理の記録

物資・食糧名	受入月日	数量	配給月日	数量	残量	担当	備考
		_		_	_		

災害避難所取材者受付簿

避難所名		
------	--	--

No.	取材年月日	取材時間	取材者氏名	会社名	住	所	取材内容
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					
	月 日	時から 時まで					

被災者救出状況記録簿

深川市

								##UITH	174.4964	1 日)1 1 1
				1				救出用	幾愀都							
,	救	出				借		費		修	繕	費		実	支	tti. la
年月日		員	名	称	数	量	所有者 (管轄) 氏 名	金額	修 月	繕日	修繕費	修繕の概 要	燃料費		額	備考
年月		人						円	J.	日	円		円		田	
日																

- 1 「種別」欄には、既存施設、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

炊き出し給与状況

深川市

										Ī			1	T	休	川市
			し場		月日			月日			月日		合計	実支出額	借	考
\mathcal{O}		5_	称	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		円	//用	<u>~</u>
<u> </u>																
	言	+														

⁽注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

世帯構成員別被害状況

深川市

年 月	日 月	規在											
世帯構具	成別 1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	祉	小学校	中学校
全 壊(爆	()												
流	失												
半壊(原	Ē)												
床上(下)浸	水												
合	計												

物資購入(配分)計画表

深川市

全壊(焼)、流失世帯分

半壊(焼)及び床上浸水世帯分

		及い	小上次	沙水世	市刀													
	世帯 区分		1人	世帯			2人	世帯			3人	世帯			言	-		/ -11-
			準額)	F	円		톧額)	P	9		炸額)	F						備
	, \	数	世	所	金	数	世	所	金	数	世	所	金	数	世	所	金	考
品名	単価	量	帯数	要数	額	量	帯数	要数	額	量	帯数	要数	額	量	帯数	要数	額	
	іш		<i>></i>	<i>></i>	HA.	-	200	<i>></i>	H/X	-	<i>></i> /	<i>></i>	HX.		<i>></i>	<i>></i>	HX	
計																		

- 1 本表は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)及び床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 「品目」欄は、寝具、被服、その他生活必需品の順に記入すること。
- 3 各品目毎の「備考」欄には、道及び市調達分を明らかにしておくこと。

物資の給与状況

深川市

										VN.	川山
住家	家被害	世	帯主	基礎となった世	給与		物資	経与の	品目	実 支	備考
程月	度区分	氏	名	帯構成人員	月日	布団	毛布			出額	加 与
				人	月日					円	
-	入店		世帯								
計	全壊半壊		世帯	-							
	1 510		世冊								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 1 住家の被害程度には、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日には、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 「物品給与の品名」欄には、数量を記入すること。

物 資 受 払 簿

品目]			(木川川)
年 月 日	摘 要	受	払	残	備考
	摘要	受	払	残	備考
計	道 調 達 分 市 調 達 分				

⁽注) 1 「摘要」欄には、購入先、受入先及び払出先を記入すること。

^{2 「}最終行」欄には、道からの受入分及び市調達分別に受・払・残の計及び金額を記入すること。

物資給与及び受領簿

深川市

住字右	波 害	1	全壊(焼)	2	流失	世帯	
	波 害	3	半壊(焼)	4	床上(下)浸水	構成員数	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所世帯主 氏 名

印

給与年月日	品	名	数量	備考	給与年月日	口口口	名	数量	備考

⁽注)被災者が記入する受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

飲料水の供給簿

深川市

										. t	利用市
供	対			給 7	水 用 核	幾 械 岩	景 具			実	備
4/	Æ	名							燃	-1.	
給	象	, .			Ł			善善	,,,,	支	
月	人		数	所	金	修	修	概修	料	出	
7,				有		繕 月	繕	繕		ш	
日	員	称	量	者	額	日	費	要の	費	額	考
計											

- 1 給水用機械器具は、借上の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

救 護 班 活 動 状 況

救護班名:

班長:医師 氏名 印

月 日 市町村名 応 者 数 措置の概要 死体検案数 修 締 費 備 考 人						班長: 医帥	氏 名	l			削
	月 日	市町村名	患者	数	措置の概要	死体検案数	修	繕	費	備	考
				人		人			円		
計											
計											
at the state of th											
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #											
計											
#\											
計 計											
計											
計											
함											
計											
計											
計											
計											
計											
計											
計											
計											
計											
	計										

⁽注) 「備考」欄には、班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

	I		ı	1					νı	训巾
診療機関名	患者氏名	診療期間	病	名		区分		酬点数	備	考
HZ/JYJIXJXYY	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	H2//37/2811H1	/r 3	^H	入院	通院	入院	通院	thi	·· <i>J</i>
							人			
計機関	人									

⁽注)「診療区分」欄には、該当欄に「〇」印を記入すること。

助 産 台 帳

1)) [a t-	D -> E		A		مين		⊶⊷ د)ا 1
分べん者氏名	分べん目時	助産機関名	分べん期間	金	額	備	考
			月日~		円		
			月日				
=1							
計							

遺体の捜索状況記録簿

深川市

	捜				捜索用	機械	器具	Ĺ			実	備
	索	名		借	上費			<u>、</u> 修 繕	費	燃	支	
年月日			数					修繕費		料	出	
	人	~1		別有有 氏	(管理者) 名	金 額	修理 月日	費	修繕の 概 要			_1_
	員	称	量				741.			費	額	考
計												

- 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、湖沼の原因及び主な故障箇所を記入すること。

遺体処理台帳

	1	,	1							深川	
)늄 (나 카스 브		遺	族		お浄等の	処理		検	実	備
処 理	遺体発見 の日時及 び 場 所	死亡者		死亡者	品	数		遺体の	安	支	
年月日	の日時及	氏 名	氏 名	との			金額		案	出	
十八 日	び場所		14 11	関係	名	量	亚 积	44 NK.11	料	額	考
					711	- 単			17	115	77
=1		人									
計											
								<u> </u>]

埋 葬 台 帳

									保川市	
	.m 4.	死 亡		埋葬を行	行った者	埋	葬	典		
死 亡 年月日	埋 葬 年月日	氏 名	年齢	死亡者との関係	氏 名	棺(附属品を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	備	考
		1								
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入すること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

障害物除去の状況

						NØ 11113
	と被害	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき	備考
程月	度区分	, I			状態の概要	
			月 日~ 月 日			
L						
3 1	半壊(焼)	世帯				
計	床上 浸水	世帯				
	V~ 1.]

輸 送 記 録 簿

深川市

輸				1	借 上	等			修		i	繕		燃	実	備
送	目	的	輸送 区間	1	使用車	両等		故障	車両等		修繕	修	故 障	料	支	
月			(距離)	種	台	金	額	名称	所有		月	繕	の 概		出	
日				類	数	3124		番号	氏:	名	日	費	要	費	額	考
							円					円		円	円	
計																

- 1 「目的」欄は、主なる目的(又は救助の種類)を記入すること。
- 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上等を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

賃金作業員雇用台帳

深川市

5	救助種類	別名													(木) 1111
住	所	氏	Þ.	日	額			月	2	分	基本	本賃金		曾賃金	給与額
土	ולז	11	名	Р	領	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金 額	和于領
言	+		人		円	人	人	人	人	人					

- 1 本台帳は、救助の種類ごとに作成すること。
- 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、時間外に就労したものは「1. 5」と表示すること。

学 用 品 の 給 与 状 況

	•	•						_						川市
	学	児	童	150.14			給 -	与	品	のせ	可 訳		実支	
学校名	年	生氏	徒	親権者 氏名	給与 月日	教科書	:	\ 		その他	学用品		出	備考
	,	17,	4 1			国語	算数			鉛筆	ノート		額	
					月日									
小			人					$\frac{1}{2}$					円	
小学校														
計 中学校			人					\dashv					円	
校														
学用品	を上記	このと	おり糸	合与したこ	- とに相違	あります	せん。							
			J					\ \		者(学校	毛)	1		
							邓		貝(王) 名		1×1			印

- 1 「給与年月日」欄には、その児童生徒に対して最後に給付した給付月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

応急仮設住宅台帳

深川市

															:)
応急仮設	世	帯	主	اللا خال كر		<u></u>	D.	構造		敷地	着工	竣工	入居	実 支	/++ -
住宅番号	氏	帯	名	家族数	所	仕	地	構造 区分	面積	区分	月日			出額	備考
ш о ш у	,		- Н	人				<u> </u>		<u> </u>	月日	月日	月日月日	円	
											2413	7417	7417	'	
計		#	帯												
PΙ		ь	- III												

- 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設地の住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅区分を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計世帯				

深 企 総 自 自 年 月 日

空知総合振興局長 様

深川市長印

自衛隊災害派遣の要請依頼について

標記のことについて、次のとおり 派遣の要請を依頼します。 のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害

記

- 1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- 2. 派遣を希望する期間
- 3. 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4. 派遣部隊が展開できる場所
- 5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (注) 連絡責任者 (所属課・係、職名、氏名) 及び連絡先を必ず明記のこと。

深 企 総 自 自 年 月 日

空知総合振興局長 様

深川市長印

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼について

年 月 日付け(文書番号)で要請依頼した災害派遣については、 ので、次の日時をもって撤収要請を依頼します。

記

- 1. 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2. 撤 収 区 域

北海道消防防災へリコプター緊急運航伝達票

要請日時:	年	月	日	時	分	
-------	---	---	---	---	---	--

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

() C 4			列と女明しか	7 0					
				要請	機関名				
				担当	者職氏名				
				連	絡 先	TEL	FA	ΑX	
災害	覚	知	左	F J	月日	時	分		
音の	災害発生日	時	左	F J	月日	時	分		
状況	災害発生場	易所							
•	災害	名							
災害の状況・派遣理由	/// 	5. NH							
理由	災害発生場								
Щ	・措置状	況							
派遣	量を必要				希望		る		
とす					活動		容		
	きの状況						I		
		離着	陸場名						
離	着 陸 場			(証明、	、田マーク、「	吹き流し	、離着陸場所	周辺の状	代況 (障害物等)
\mathcal{O}	状 況	特言	2 事 項	ほか)					
必要	巨とする				現地での	の資機材剤	雀 保状況		
資	機材				特	記事	項		
傷病	者の搬送先				救急自動	動車等の手	手配状況		
他	機関の	他に応	援要請してい	る機関名					
拉	援 状 況	現場付近	で活動中の航空	E機の状況					
現 :	地 最 高	(機関	名)		(職・氏名)		
指	揮 者								
無	線	(周波	数)		Hz				
	絡 方 法								
その)他参考								
	よる事項								
搭	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考
_									
乗									
ســـــ									
者									

北海道消防防災へリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部長様

深川市長印

北海道消防防災へリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害	発生日時	宇		1	年	月	日	()		時	分			
災害	発生場所	f												
派 造	畫 区 填	戉												
離れ	 陸 場	易												
使用し	した 資機材	才												
傷病者	当の搬送5	Ē												
		:	地元	の活動	状況	(消防防	災ヘリ	コプター	一運航に	係る分	>)			
消	方 防 災	ć												
ヘ リ	コプター													
に	係る	5	消防	防災へ	リコフ	プターに	よる活	動内容						
活動	助 内 名	\$												
災害	発生状況	2												
· 措	置状沙	7												
その	他参考	き												
とな	る事項	Į.												
搭	所 属	耳	戠	氏	名	年齢	所	属	職	氏	名	年齢	備	考
乗														
者														

主な災害発生記録

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
S 39. 8. 16	大雨によるスママナイ川	床上浸水 5世帯 23人 畑 15ha
音江(稲田)地区	の氾濫	床下浸水 78世帯 356人
		田 34ha 損害額 6,286千円
S 39. 9. 11	台風23号による風害	畑 305ha
市内全域		損害額 13,010千円
S 39.	冷害による被害	田 7,500ha
市内全域		損害額 812,370千円
S 40. 9. 10	台風23号による堺川の氾	床下浸水 68世帯 217人
新町・堺町	濫	畑 冠水 770ha
S41. 3. 5	融雪による堺川、入志別川	床上浸水 9世帯 39人
新町・堺町・東2区・三北	イスカ川の氾濫	床下浸水 42世帯 169人
星		
S41. 8. 12	集中豪雨による堺川の氾	床上浸水 5世帯 23人
新町・堺町・第1稲穂	濫	床下浸水 71世帯 243人
S41. 9. 10	台風19号による堺川の氾	床下浸水 57世帯 173人
新町・堺町・第1稲穂	濫	⊞ 5ha
S41.	冷害による被害	⊞ 8,000ha
市内全域		損害額 156,400千円
S 42. 7. 28	集中豪雨による堺川、入志	床下浸水 60世帯 210人
新町・堺町・第1稲穂・東	別川、イスカ川の氾濫	畑 100ha
1区・三北星		
S 44. 10. 2	強風による被害	畑 511ha
市内全域		損害額 183,600千円
S 44.	冷害による被害	田 8,000ha
市内全域		損害額 1,293,400千円
S 45. 7. 31	上川. 北空知地方集中豪雨	床上浸水 114世帯 410人 河川 24件
堺町大町·末広町	(内水滞留)	床下浸水 721世帯 2512人 道路 30件
		田 623ha 橋梁 3件
		畑 195ha その他 3件
		農業用施設 7件 損害額 155,585千円
S 45. 8. 16	台風9号による風害	田 632ha 学校 1件
市内全域		畑 995ha 損害額 362,984千円
S 45. 8. 18	強風による被害	畑 350ha
市内全域		損害額 72,740千円
S 46. 6. 4	強風による被害	畑 1,280ha
音江地区	V/V (===================================	損害額 92,562千円
S46.	冷害による被害	田 7, 200ha
市内全域	ム国90日シェトフ目生	損害額 1,728,660千円
S47.9.16 音江・納内地区	台風20号による風害	畑 400ha 損害額 16,800千円
音江·科内地区 S48.8.18	集中豪雨による被害	損害額 16,800千円 田 42ha 道路 2件
548.8.18 市内全域	未十家的による阪吉 	田
川北洋土地		河川 32fla 用水 1件
S 49. 4. 21	強風による家屋全・半壊	1797 1 3月音帜 10,704 〇
市内全域	コススミーナダ	損害額 83,514千円
S49. 6. 24	集中豪雨による被害	床下浸水 6世帯 25人
吉住地区	木一巻四十分の次百	損害額 13,710千円
		[具口(R 10, 110 1

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
S49. 10. 3	強風による被害	畑 23ha
音江地区		損害額 23,486千円
S 50. 4. 4	融雪出水による土木被害	2 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12
音江・一已地区		損害額 104,779千円
S 50. 8. 22-24	台風6号による集中豪雨	床上浸水 25世帯 91人 家畜 3頭
市内全域	日本の方による来「家門	床下浸水 461世帯 1451人 河川 33件
11/1 175%		田 297ha 道路 8件
		畑 45. 2ha
		土地改良施設 58件 その他 5件
		営農施設
S50. 9. 4–8	1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・	床上浸水 32世帯 88人 営農施設 6件
	秋雨前線による集中豪雨	
市内全域		床下浸水 665世帯 2128人 河川 34件
		流失(住家) 1棟 道路 16件
		田 223ha 橋梁 5件
		畑 74ha 排水 2件
	7057	土地改良施設12件 損害額 508,960千円
S 50. 10. 8	強風による被害	畑 220ha
音江地区		損害額 28,531千円
S51. 4	融雪出水による被害	
ヌプリコマ内大部川他		損害額 131,200千円
S 51. 5. 10	火災による被害	被災数 32世帯 87人
3条9番		損害額 221,812千円
S51.	冷害による被害	田 6,844ha
市内全域		畑 1,839ha 損害額 2,489,957千円
S 56. 8. 3-6	前線と台風12号による大	床上浸水 8世帯 27人 橋梁 3件
市内全域	雨被害	床下浸水 333世帯 1084人 林道 6件
		建物(全壊) 1棟 水道 2件
		田 571ha 商業 6件
		畑 1,822ha 工業 3件
		農業用施設 128件 学校 3件
		営農施設 3件 社会教育施設 1件
		家畜(豚) 24頭 社会福祉施設 1件
		河川 191件 その他 8件
		道路 102件 損害額 4,432,720千円
S 56. 8. 21-24	前線と台風15号による大	床下浸水 25世帯 82人 学校 6件
市内全域	雨被害	畑 151ha
,		その他文教施設(バス待合所) 1件
		倒木(風) 3件 保育園 1件
		病院(個人) 2件 その他 4件
		商業 2件 損害額 55,938千円
S 58. 4. 14-20	融雪による出水被害	農業用施設 2件 橋梁 1件
市内全壊	ヨグコバクションジョ	
1141 1 1 1		道路 2件 損害額 115,800千円
S 58. 4. 22–23	強風による被害	農業用施設 165件 建物 3件
356.4.22-25 多度志・音江地区	13/34/15よる/次市	
S58.6.9 立江町帯丘地区	降雹による被害	田 76.8ha 畑 01.7ho 掲字類 10.460千円
音江町菊丘地区	攻手にトフかす	畑 91.7ha 損害額 10,460千円
S 58. 10. 7	降雪による被害	田 2,110.1ha
市内全域		損害額 39,460千円

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
S 59. 4	融雪による出水被害	河川 12件 農業用施設 2棟
市内全域		損害額 137,300千円
S 59. 9. 9	強風による被害	畑 59ha
音江地区		りんご落下 23t 損害額 4,301千円
S60. 4	融雪による出水被害	河川 8件 田 1ha
市内全域		道路 1件 農業用施設 3棟
1111 122 94		損害額 135,000千円
S61. 1. 4	融雪・低温・凍上による被	河川 2件 農業用施設 5棟
市内全域	害	道路 11件
1111 422 97		橋梁 1件 損害額 228,000千円
S 61. 11. 23	地震による被害	農業用施設 7棟
深川・一已・幌成地区		損害額 105,000千円
S62.4	融雪による出水被害	河川 13件 農業用施設 6棟
市内全域		橋梁 1件 損害額 289,000千円
S62. 4. 22	強風による被害	農業用施設 50棟
深川・一已・稲田地区	72/2M - 00 0 1/V [2]	損害額 3,140千円
S62. 9. 1	台風12号による強風被害	住家(一部破損) 24世帯 53人 学校 10件
市内全域		建物(半壊) 2棟 街路灯樹木 395件
11-11-1-1-7-7		畑 278ha その他 9件
		営農施設 178件 損害額 60,657千円
S 63. 8. 25–26	前線による大雨被害	床上浸水 23世帯 70人 河川 41件
市内全域	日文学の人が行	床下浸水 234世帯 710人 道路 54件
1111 775%		田 751ha 橋梁 3件
		畑 264ha
		農業用施設 208件 水道 3件
		共同利用施設 5件 商工業 6件
		営農施設 96件 その他 3件
		農機具
S 63. 11. 24	暴風による人的被害	負傷者 6人 市施設 5件
市内全域	及び建物損壊等	住家(一部破損) 5世帯 11人 小学校 3件
1111 175%		営農施設 26件
H元. 3-4	融雪による出水被害	河川 20件 農業用施設 8棟
市内全域	112年11700 0日小八日	橋梁 2件 損害額 260, 490千円
H元. 8. 23	前線による大雨被害	床下浸水 11世帯 27人 河川 6件
市内全域	ロングロンのことがは	田 16.004ha 道路 4件
1111 422 98		加 5.05ha 橋梁 1件
		農業用施設 6件 商工 2件
		営農施設 2件
H2. 4. 7-8	強風による被害	農業用施設 118棟
市内全域		損害額 4,020千円
H2. 5. 23	降霜による被害	畑 31ha
市内全域	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	損害額 6,044千円
H2. 9. 3	低気圧による大雨被害	床下浸水 3世帯 9人 河川 19件
市内全域	PANTA TO DO NINK H	田 46. 98ha 道路 45件
		畑 132. 22ha 商工 100件
		農業用施設 118棟 損害額 13,710千円
H3. 4. 4-14	融雪出水による土木被害	河川 26件
一已·音江·納内•		道路 1件
多度志地区		損害額 157, 434千円
シメルロザロド	L	18,018,101,101 1

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
H3. 9. 5-7	集中豪雨による被害	河川 1件
多度志(湯内)地区	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	道路 1件 損害額 9,872千円
H4.	低温長雨による冷害	田 7,213ha
市内全域		畑 563ha 損害額 1,692,849千円
H4. 8. 31-9. 1	大雨・落雷による被害	畑 0.25ha 水道 3件
多度志地区		道路 延長 35km(22路線) 損害額 667千円
H4. 9. 25	大雨による被害	床下浸水 3世帯 12人
一已地区		損害額 なし
H5. 1. 15	釧路沖地震による被害	農業水路 33件
市内全域		橋梁 4件 損害額 613,363千円
H5	低温による被害	田 7,741ha
市内全域		畑 532ha 損害額 3, 161, 793千円
H6. 4	融雪による出水被害	田 0.49ha 道路 2件
音江・納内・一已・多度志		農業用施設 7件 河川 16件
地区		損害額 259,853千円
H6. 5. 17	強風による被害	営農施設 554件
市内全域		損害額 24,935千円
H6. 8. 14	大雨による被害	田 72.51ha 道路 25件
市内全域		畑 3.03ha
		農業用施設 6件 損害額 29,472千円
H6. 10. 13	台風29号及び低気圧によ	畑 25ha
音江地区	る風害	損害額 6,531千円
H7. 4. 5–9	融雪による出水被害	河川 23件 橋梁 1件
音江・納内・一已・多度志		道路 1件
地区		損害額 209,500千円
H7. 5. 23	地震による被害	農業用施設 8件
深川・音江・納内・多度志		損害額 280,000千円
地区	攻奪なが禁患によりかす	.lm 17bs
H7.5.31 - 本江 (内居) - 納内	降雹及び落雷による被害	畑 17ha 場字類 10,050千円
音江(内園)・納内 H7.11.8	暴風雪による被害	営農施設 1件 損害額 10,059千円 営農施設 11件
11.11.8 市内全域	※注目による 次古	呂長施設 11件 損害額 470千円
(多度志地区を除く)		1月音(410 竹
(多度心地区を除く) H8, 2, 1-3	 大雪による被害	営農施設 2件
市内全域	//ヨにみる次百	
H8. 4. 23-5. 3	 融雪による出水被害	河川
音江・納内・多度志地区	ヨグコイク・グロンジン	道路 4件 損害額 250,900千円
H9. 5. 4	強風による被害	営農施設 13件
深川・一已・納内・音江地		損害額 473千円
		24 PM 110 113
H9. 4-5	融雪による出水被害	畑 1ha 河川 8件
市内全域		農業用施設 2件 道路 1件
		損害額 117,979千円
H9. 8. 23	大雨による出水被害	床上浸水1世帯 2人
多度志地区		田 59ha 農業用施設 8件
		畑 1ha 河川 9件
		損害額 250, 196千円
L		

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
H10. 4. 12-14	融雪による出水被害	農業用施設 1件 河川 7件
一已·音江·多度志地区		損害額 77,100千円
H11. 4. 24–26	融雪による出水被害	河川 15件 道路 2件
一已·音江·多度志地区		損害額 128,640千円
H11. 6. 24	強風による被害	社会教育施設 1件
深川地区		損害額 840千円
H11. 7. 29	大雨による出水被害	床上浸水 1世帯
市内全域		床下浸水 6世帯 16人
		田 60ha 畑 6ha
		農業用施設 2件 河川 15件
		道路 40件 その他 1件
		損害額 66,056千円
H11. 9. 25	台風18号による被害	農業用施設 12件 社会福祉施設 1件
市内全域		損害額 169千円
H12. 4	融雪による出水被害	河川 12件 道路 2件
市内全域		損害額 94,000千円
H12. 7. 25	大雨による被害	床下浸水 1件 田 1ha
		河川 8件 道路 1件
		損害額 76,700千円
H12. 9. 2	大雨による被害	床下浸水 1件 田 46ha
		畑 1ha 河川 4件
		道路 6件 損害額 144,500千円
H13. 3. 22	融雪による被害	床上浸水 1人 1世帯
H13. 6. 29	大雨による被害	田 0.1ha 畑 4.7ha
深川・音江地区		河川 3件 道路 5件
		損害額 10,722千円
H13. 9. 9-13	大雨による被害	田 17ha 河川 30件
一已・音江・納内・多度志		畑 1ha 道路 44件
地区		農業用施設 5件 損害額 202,565千円
H14. 1. 21-22	暴風による被害	住宅一部破損(155件) 155,000千円
音江・深川・一已地区等		営農施設(405件) 123,003千円
		(納屋、格納庫、車庫、ビニールハウス等)
		市立病院(1件) 1,000千円
		商業・工業施設(47件) 24,130千円
		公立文教施設 837千円
		(小中学校保育園9件)
		公民館等 (6件) 6,267千円
		都市施設(まあぶ・公園等7件)1,076千円
		市有施設等(10件) 2,273千円
		バス待合所(7件) 50千円
		その他(254件) 32,640千円
		(車庫・アンテナ・物置等)
H14. 10. 1-2	台風21号による被害	畑 1.5ha 147千円
音江・深川・一已地区等		街路樹 8本倒伏 240千円
		防犯街路灯 1本倒伏 51千円

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況	
H16. 2. 22-23	暴風雪による被害	ハウス 43棟 9,138千円	
市内全域		(作物用40、格納用2、籾殻用1)	
H16. 9. 8	台風18号による被害	住宅一部破損(194件) 42,831千円	
市内全域		非住宅全壊(139件) 66,080千円	
		非住宅半壊(19件) 2,965千円	
		非住宅一部破損(344件) 49,170千円	
		田 5,920ha 420,003千円	
		畑 1,752ha 863,487千円	
		その他(果樹160本) 4,765千円	
		営農施設 (2, 214件) 503, 379千円	
		(納屋、格納庫、ビニールハウス等)	
		マル サ (5 M)	
		卜水道(2件) 3十円 公園(8件) 7,750千円	
		公立病院(2件) 102千円	
		一般廃棄物処理施設(1件) 905千円	
		商業・工業施設(27件) 16,770千円	
		公立文教施設 (9件) 5,975千円	
		(小中学校)	
		社会教育施設(5件) 980千円	
		社会福祉施設(3件) 8千円	
		その他(70件) 31,384千円	
		(街路灯、車両、バス待合所、墓地等)	
H16. 12. 14	留萌南部地震による被害	火葬場(1件) 3,500千円	
一已地区			
H17. 3. 28-29 深川・音江地区	強風による被害	ハウス (63件) 3,600千円	
H17. 8. 21-22	大雨による被害	床下浸水(1世帯)	
深川・一已・音江・納内地		田 16.85ha 推計困難	
区		畑 5.05ha 420千円	
		土木被害(10件) 760千円	
		(河川、道路、橋梁)	
		その他 (1件) 250千円	
H17. 11. 29	暴風による被害	住宅一部破損(14世帯) 339千円	
市内全域		(一般住宅 4世帯、市営住宅 10世帯)	
		非住宅全壊(4棟) 1,200千円	
		非住宅一部破損(35棟) 8,113千円	
		営農施設(54件) 2,804千円	
		(ビニールハウス、農舎)	
		公立文教施設(1件) 400千円	
		(給食センター)	
		社会教育施設(2件) 53千円	
		倒木(16本) 61千円	
		その他 (1件) 89千円	
H18. 5. 11	大雨・融雪による被害	田 23.3ha 畑 0.6ha	
多度志地区	(雨竜川増水)		

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状	 況
H18. 5. 28-29	暴風による被害	住宅一部破損(6件)	460千円
市内全域		非住宅全壊(2件)	600千円
		非住宅一部破損(11件)	580千円
		ハウス (773件)	48,609千円
		公園 (1件)	30千円
		商工施設(1件)	50千円
		公共文教施設(3件)	80千円
		(小中学校)	00111
		倒木 (27本)	320千円
		その他 (7件)	380千円
		(街路灯、車両、バス待合所	
H18. 9. 19-20	台風13号による被害	畑 1.55ha	3,274千円
音江地区	1/A(2) \$1 - 01 @ 1//C[倒木 (2本)	9, = 1 1 1 7
H18. 10. 6–8	強風による被害	非住家半壊(10件)	487千円
多度志地区		ハウス (12件)	450千円
H19. 1. 7	暴風による被害	住家一部破損(2件)	70千円
市内全域		営農施設(7件)	300千円
		(納屋、ビニールハウス等)	
H19. 2. 4	暴風による被害	非住家一部破損(1件)	3,000千円
市内全域	377M - 01 0 1/2 L	(公共施設)	0,000113
H19. 5. 25–26	暴風による被害	非住家一部破損(1件)	40千円
市内全域	3/3/1-05 J/A	畑 0.25ha	2,687千円
11.1 17.3		ハウス (209件)	12,610千円
		倒木 (16本)	12, 010 1 1 3
		その他 (2件)	
H19. 6. 23	落雷による被害	病院(1件)	1,000千円
一已地区		社会教育施設(1件)	415千円
		消防庁舎(1件)	10,000千円
H21. 7. 18	大雨による被害	土木被害(8件)	18,600千円
一已・多度志地区	, 4111 - 5, 5 M/V II	(河川、道路)	±=, === 1 1 J
H21. 11. 11	大雪による被害	農業用施設(22件)	3,816千円
市内全域	/\3\-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(ビニールハウス)	0,010 1
H22. 4. 29	強風による被害	農業用施設(54件)	12,681千円
深川・音江地区	1242MI - O. O. 1/X []	(ビニールハウス)	12,001 1
H23. 1. 13	大雪による被害	営農施設(3件)	278千円
音江地区	ハコにのう以口	(ビニールハウス)	210]
H23. 3. 21–22	強風による被害	非住家一部破損(1件)	100千円
市内全域	ングタバーシック以口	農業用施設(95件)	4,096千円
1141 177%		(ビニールハウス)	±, 000 1
H23. 5. 13	強風による被害	人的被害(1件)	
音江地区	MANICO O IX D	住家一部破損(1件)	10千円
日日からに		農業用施設(22件)	935千円
H23. 9. 2	大雨による被害	床上浸水(1件)	000 111
市内全域	ンパローション NX ロ	床下浸水(2件)	
1141 1-1-2-5/4		土木被害 (79件)	180, 250千円
		(河川、道路)	100, 200 3
		(17)/川、坦応/	

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状	· 况
H23. 12. 14	大雪による被害	農業用施設(60件)	6,431千円
市内全域		(ビニールハウス)	
		家畜被害(1件)	3,000千円
		その他(10件)	12,700千円
H24. 9. 12	大雨による被害	床下浸水(1件)	
音江地区			
H25. 3. 8	大雪による被害	住家半壊(1件)	
一已地区		(空屋)	1 000 TH
H25. 8. 18	大雨による被害	土木被害(1件)	4,000千円
多度志地区 H25. 8. 28	強風による被害	(河川) 非住家半壊(2件)	1,000千円
n25. 6. 26 深川・一巳地区	対処による核音	共同利用施設(1件)	1,000千円 200千円
		営農施設(6件)	6,815千円
H26. 8. 4-6	大雨による被害	雨竜川氾濫危険に伴う避難者	,
市内全域) CHITCA SIXE	床上浸水(1件)	
1111 122 91		床下浸水(2件)	
		土木被害 (21件)	66,700千円
		(河川、道路)	
		農業用施設(3件)	
		田 (47ha)	34,651千円
		畑 (26ha)	3,908千円
H27. 8. 12-13	大雨による被害	土砂災害危険に伴う避難者	5名(2世帯)
音江地区		非住家一部損壊(1件)	
H27. 10. 1	強風による被害	住家一部損壊(1件)	
市内全域		非住家一部損壊(公共施設1	件)
H28. 5. 31	大雨による被害	土木被害(2件)	
多度志地区	VIIII ON WINCH		
H28. 8. 17–23	台風7号、9号、11号	石狩川及び雨竜川氾濫危険は	
市内全域	による被害		21名(17世帯)
		床上浸水(2件)	
		床下浸水(5件)	
		農業用施設(13件)	
		土木被害(60件)	190,000千円
		田 (115.73ha)	
*****	7/13) - 1 - 2 - 1-1-1-	畑 (30.31ha)	48,000千円
H29. 4. 18	強風による被害	住家一部損壊(8件)	
市内全域		非住家一部損壊(6件) 非住家全壊(4件)	
		農業用施設(70件)	13,472千円
H29. 11. 11	強風による被害	住家一部損壊(5件)	2,610千円
市内全域	JAVAMC み、JAVA	非住家一部損壊(2件)	2,010 1
111 11 11 11		農業用施設(8件)	3,600千円
		街灯 (1件)	5千円
		その他 (4件)	•
Н30. 7. 3	大雨による被害	石狩川及び雨竜川氾濫危険に伴う	避難者5名(4世帯)
市内全域		床下浸水(7件)	3,800千円
		土木被害(126件)	357,000千円
		農地被害(71件)	68,500千円
		農作物被害	64,000千円
		(水稲、大豆、秋小麦、そに	だ等)

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況				
Н30. 9. 4	台風21号による被害	公共施設(3件)	2,100千円			
市内全域		(市民球場、市営住宅)				
		倒木 (5件)	1,530千円			
R1. 8. 9	大雨による被害	雨竜川氾濫危険に伴う避難者1名	(1世帯)			
多度志地区		土木被害(1件)	1,000千円			
		(河川)				
		農作物被害(水稲、そば等)	5,908千円			
R3. 11. 22	暴風による被害	住家一部損壊(4件)				
市内全域		商業施設一部損壊(1件)				
R4. 8. 9	大雨による被害	床下浸水(1件)				
納内地区						
R5. 8. 6	大雨による被害	雨竜川氾濫危険に伴う避難者7名	(3世帯)			
多度志地区		土木被害(4件)	4,750千円			
		(河川)				
		農作物被害(水稲、そば)	1,352千円			
R5. 11. 17	暴風による被害	住家一部損壊(1件)				
音江地区		(空家)				

気象記録

	复	〔温 (℃)		降水量(mm)		風速(m/S)		年間	雪(雪(cm)	
年	平均	最高	最低	時間最大	日最大	年間	平均	最大	日照時間(時間)	日最大	最深積雪
61	5. 3	9.9	0.7	13	62	805	2. 9	15	869.0]	63	115
62	6.0	10.4	1.2	14	33	1,066	3. 0	17	1, 471. 1	37	158]
63	6.2	10.6	1.7	19	81	1, 133	2.8	18]	1, 634. 2	37	150
H元	7.3	11. 7	2.8	32	110	1,022	2. 9	13	1, 624. 1	51	119
2	7.9	12.5	3.4	47	107	1, 152	2.6	16	1, 756. 7	38	96
3	7. 1	11.5	2.5	27	84	1,020	2.9	15	1, 366. 6	51	126
4	6.4	10.7	2. 1	14	78	1, 165	2.8	13	1, 186. 3	32	115
5	6.4	10.5	2.2	11	61	934	3. 1	14	1, 507. 4	30	113
6	7.0	11.3	2.5	33	87	1, 186	3. 1	15	1,621.8	39	142
7	6.9	11.3	2.5	7	50	1, 054	2.8	14	1, 533. 8	36	89
8	6.0	10.2	1.7	20	57	1, 044	3.0	17	1, 380. 0	28	127
9	6.6	11. 1	2. 1	13	59	1, 039	2.9	14	1, 497. 3	42	103
10	6.4	11. 1	1.5	17	70	1, 144	2.9	16	1, 566. 5	34	103
11	7.0	11.3	2.2	36	67	1, 070	3. 1	15	1, 539. 0	31	133
12	6.5	10.7	2. 1	39	100	1, 409	2. 9	17	1, 458. 1	39	139
13	5.9	10.3	1.3	27	115	1, 224	3. 0	16]	1, 574. 9	44	107
14	6. 7	11. 1	2.0	13	43	946	3. 1	24	1, 463. 9	59	109
15	6.4	11.4	1.2	16	40	829	2. 9	17	1, 568. 1	33	122
16	7.2	12. 2	1.9	29	40	971	3. 1	20	1, 489. 9	36	101]
17	6.4	11. 1	1.4	36	93	1, 155	2. 9	21	1, 530. 9	44	136
18	6.9	11.5	2. 2	20	50	1,001	3. 0	17	1, 400. 9	33	129
19	7. 1	11.8	2. 1	26	38	830	3. 1	20	1, 624. 1	28	76
20	6.9	12. 1	1.7	15. 0	45. 0	732. 0	2. 9	13	1, 705. 0	27	86
21	6.6]	11.2]	1.8]	26.0]	71.0]	1, 015. 5]	3.1]	19.7]	1,520.2]	38	94
22	7.5	12. 2	2.8	24. 5	48. 5	1, 022. 0	3. 4	20. 1	1, 497. 1	33]	108]
23	6.8	11.5	1.7	27. 5	146. 5	1, 355. 0	3. 2	16. 5	1, 635. 6	33	104
24	6.8	11.5	1.9	29. 5	70.0	1, 173. 0	3. 2	20.7	1,601.6	30	142
25	6.8	11.5	2.0	37. 0	42. 0	997. 5	3. 3	17.8	1, 513. 2	53	138
26	6.7	11.9	1.3	33. 6	104. 0	1, 113. 0	3. 1	21.3	1,830.2	34	121
27	7. 5	12.3	2.6	29. 7	51. 5	891.0	3. 3	17.8]	1, 674. 1	39	100
28	6.8	11.5	1.8	31. 4	109.0	1, 032. 5	3. 3	21. 9]	1, 637. 0	24	82
29	6.6	11.5	1.4	32. 2	53. 5	963. 0	3. 1	18.3	1, 637. 1	27	83
30	7.0	11.9	2.0	33. 4	100.0	1, 189. 0	3. 3	20.9	1, 589. 9	30	138
R元	7. 2	12. 3	1.9	32. 6	66. 0	931. 5	3. 1	16. 5	1, 713. 9	27	100
2	7. 5	12.2	2.6	33. 4	42. 5	861.0	3. 2	14.8	1, 614. 8	25	59
3	7. 7	12.8	2. 5	36. 1	49. 0	842.0	3. 2	16. 0	1, 615. 4]	27	122]
4	7.6	12.6	2.4	31. 2	65. 0	893. 5	3. 1	16. 7	1, 676. 7	57	122

[※] 下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合及び観測時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

[※] 記号(])は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す(資料不足値)。

深川市地域防災計画の沿革

昭和40年6月	深川市地域防災計画策定
昭和48年2月	・ 昭和45年多度志町との合併に伴い、多度志地区加入
	・ 年数経過による変動事項の修正
昭和51年10月	・ 災害対策本部組織及び事務分担変更
	融雪災害予防計画及び林野火災予防計画加入
	・ 年数経過による変動事項の修正
昭和63年3月	消防計画・地震災害対策計画加入
	・ 昭和62年8月、災害に強い安全な地域社会づくり及び迅速、適切な応急対策実施の
	ための防災計画見直し推進の指導により、道地域防災計画との整合性のため一部修正
	・ 年数経過による変動事項の修正
平成8年3月	・ 市機構改革に伴う災害対策本部組織及び事務分担並びに防災関係機関の組織改革に
	伴う名称等の変更
	・ 市公共施設の変動による変更
	・ 市内局番2ケタ化実施に伴う電話番号変更
	・ 食糧供給計画・防疫計画・清掃計画の一部変更
	・ 年数経過による変動事項の修正
平成10年12月	・被害想定に基づく地震災害対策の加入
	・ 災害弱者対策、住宅対策、広域応援要請、ボランティア活動の支援要請計画の加入
	・ 避難所の整理統合
	・ 資料集の分冊化
	・ 年数経過による変動事項の修正
平成17年3月	・ 水防法の一部改正(平成13年6月)、土砂災害防止法施行令の一部改正(平成13年
	4月)、北海道防災計画の修正等に伴う計画内容の修正
	・ 深川市洪水避難地図の作成による防災計画との整理・調整
	・ 避難所の整理統合
	・ 年数経過による変動事項の修正
平成27年1月	・ 基本法の一部改正(平成24年6月・平成25年6月)、北海道防災計画の修正、避難
	勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う計画内容の改定
	・本編から水害対策編と地震災害対策編を分けて編集
	・ 指定緊急避難場所の新設と一時避難場所の整理
	・ 避難所の見直しと福祉避難所の新設
	・ 避難準備情報、避難勧告・指示発令の明確化
A # . = # 0 F	 年数経過による変動事項の修正
令和5年3月	・ 水防法及び土砂災害警戒区域の一部改正(平成29年6月)に伴う要配慮者利用施設
	を明記、北海道防災計画の修正に伴う計画内容の修正
	・指定避難所の新規追加
	・ 災害対策基本法の一部改正(令和3年5月)に伴う文言修正
令和6年9月	・ 機構改革に伴う災害対策本部組織図、災害対策本部業務分担表、時系列活動一覧表
	の修正
	・ 新庁舎移転に伴う災害対策本部市庁舎設置場所の修正
	・ 年数経過による変動事項の修正
	・ 北海道防災計画の修正に伴う計画内容の改定